

平成26年12月第4回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成26年12月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 小 高 良 則
- 11番 川 上 雄 次
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 山 口 孝 弘
- 22番 湯 淺 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|-----------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 榎 本 隆 二 |
| 教 | 育 | 長 | 加 曾 利 佳 信 |
| 総 | 務 部 | 長 | 石 毛 勝 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
主 査 補	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

平成26年12月16日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

順次質問を許します。

最初に、やちまた21、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

私は、やちまた21を代表しまして、市長をはじめ市当局の方に質問をいたします。

質問に入る前に、2期目の当選、おめでとうございます。今日は、北村市長の所信に関する問題あるいは市長公約に関する問題を中心に質問をさせていただきます。

今回は、住民サービスの観点からお聞きします。

まず、山田台郵便局の業務委託についてお伺いをいたします。

ご存じのように、郵便局にいろいろな事務委託ということで、もう何年か経過したわけですが、山田台郵便局における市民の利用状況について、まずお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

山田台郵便局における各種証明書の交付状況につきましては、平成24年度は517件、平成25年度516件、平成26年度11月末現在で310件であります。平成25年度の利用者を地区別に見ますと、総利用者数397人のうち、山田台地区が214人と最も多くなっており、次いで、滝台地区が74人、沖地区が51人となっております。

○林 政男君

ありがとうございます。今の数字を聞きますと、1日平均、約2件あるかどうかということになるかと思えます。

そこで2番目の質問は、利用者からは、自動車の出入りに非常に危険であるという指摘がありますが、どのように対処されるかということでございますけれども、ご存じのように、この山田台郵便局は国道126号沿線にございまして、1日の交通量が、平日ですけれども1万5千台前後となっております。近年、お年寄りの方から、駐車場の出入り口が非常に怖いとよくお聞きをいたしております。その対策として、将来的でございまして、市民課の窓口の混雑緩和等を考えて、南部に出張所的なものを検討されたいかなものかなと思っております。

具体的には、市有地でございます南部老人の憩いの家がありますので、その辺の活用を図るべきかと思えます。現在、南部老人憩いの家は、年間約3千人近くの方が利用されてお

ます。そのような観点から、住民の安全・安心を考えると、車社会でございますので、市有地であります南部老人憩いの家にそういう常設的なものを設置してもいいのではないかと考えているのですが、いかがお考えか、お聞かせをお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

山田台郵便局の駐車場が狭く、特に車の出入りが困難であることにつきましては、南部連絡所から現在の山田台郵便局への業務委託した当初からの課題でございました。

しかしながら、税金等の納入が郵便局内で同時に行えるとといった利点などを鑑み、山田台郵便局に業務委託した経緯があり、利用者からのご指摘も特段伺っておりません。

山田台郵便局から他の施設への業務委託移行につきましては現在のところ考えておりませんが、南部地区の方々に対するサービス体制のあり方を含め、今後研究課題とさせていただきたいと思っております。

○林 政男君

この業務委託については、当初、二州第一保育園の中にそういう窓口を設置したのが、初めだというふうに記憶しております。その後、農協、当時南部農協とございましたけれども、南部農協、印旛農協、南部出張所に置いて、それから今の郵便局に移って行ったという経緯がございます。やはり、高齢化社会の中で、また車社会の中で、南部の方々から、郵便局は大変怖いというふうにお聞きしておりますので、ぜひご検討のほどをお願いしたいと思っております。

それでは2番目の、市長の公約について伺います。

1番目の質問は、市民参加による文化施設の計画検討とありますが、具体的にはどのようなことですかというふうな質問をしております。よろしくご答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご承知のとおり、本市では文化施設の代替として中央公民館等を活用しておりますが、中央公民館の施設の内容から文化施設として必要十分な施設とは言いがたい状況でございます。

本市におけるさまざまな文化団体等の活動状況や、周辺自治体の文化施設の整備状況からも、その必要性は認識しておりますし、市民要望や市民憲章にある文化の薫り高い街を实践するためには、その核となる施設として本市においても必要不可欠なものと認識しております。

現状におきましては、本市の財政状況では、直ちに文化施設を建設することは難しい状況でございますが、平成21年度に文化会館建設のための基金を設置して、市民の皆様からの浄財を積み立てているところでもございます。

文化施設の建設には、市民の皆様の高い要望もあることから、広く市民の皆様のご参加をいただき、計画を検討してまいりたいとの考えから、今回、公約に加えたものでございます。

○林 政男君

具体的なこの問題の質問に入る前に、市長はこの公約というのをどのように捉えているのでしょうか。

○市長（北村新司君）

いわゆるマニフェストということでございますけれども、公約は、ある程度実現できるもの、あるいは計画の段階、計画をこうしたいということも含めての公約であるというふうに理解しております。

○林 政男君

市民の方は、その辺、今市長のおっしゃられたことがよく伝わらないのではないのでしょうか。ここに、公約に掲げられたということは、任期中に実現してくれるのではないかというふうに解釈すると思うのですけれども、今市長のお話ですと、ただ計画だから載せたというふうなこともあるし、すぐ実現できるものもあるし、実現できないものもあるけれども、マニフェストとして載せたということでございますけれども、この文化施設の計画検討というのは、今のお話ですと、どの程度に解釈したらよろしいのでしょうか。

○市長（北村新司君）

いわゆる公約の精度でございますけれども、例えばですけれども、道路等につきましては、例えば地権者の理解あるいは近隣市町村の理解、それから国の理解、県の理解等々がございまして、例えば計画をしましたとしても、それ相当な時間がかかる。そういう意味でございます。公約につきましては。

今、文化施設のことでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、中央公民館では、市民の文化活動が十分できていないという状況は、十分承知しているところでございます。そうした中で、文化ホール並びに文化施設を早くつくってもらいたいという市民要望がたくさんあることは、十分承知している中でございますけれども、現在の財政状況を鑑みますと、その文化施設につきましては、多くの市民の方々の意見も拝聴しながら、どういう形がいいかということと、もう1点、先般、議会で文化会館建設基金条例なるものを議会の中で提案していただきました。これらもしっかり市民の皆様方に周知しながら、市民の方全員参加の文化施設ができたらいいなというような思いの中での、今回の公約の1つでございます。

○林 政男君

私も全く、今市長がおっしゃられていることに同感するものでありますが、大体文化会館は、約1千人のホールで作ると、今の物価でいうと、用地買収を除くと大体約15、6億円で建設ができると。そうすると、そのうち5、6億円程度をこの基金で賄えれば、残り10億円は起債措置で何とかなると。昨日からのお話のとおり、経常収支が約95、6ですから、今市長のおっしゃられるように、財政的に大変厳しいわけですから、当然、市の持ち出しで作るというわけにはいかない。

そうすると、今市長がおっしゃられているように、この基金を活用するしかない。基金は、やっぱり市民からの浄財を頂戴しなきゃいけない。それで、今市長がおっしゃられたように、

どんどん周知しなきゃいけない。私は、北村市長は非常に頑張っているところは認めているわけですが、この周知活動については、若干いま一步かなというふうに思うわけですが、公民館で開催されるいろいろなイベント等がありましたときに、ぜひ八街市の現状を説明して、皆さんと一緒にこの会館を作りましょうということで、やっぱり浄財を募集というか、そういう働きかけがちょっと足りなかったのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

ご指摘の点につきましては、今後、私も十分、挨拶等々の機会をいただきましたらならば、必ず最後につけ加えられるように、努力してまいりたいというように思っておりますし、各議員の皆様におかれましても、それぞれの地区にお帰りになりましたら、こういう条例があるよという周知も、逆にお願いしたいというふうに思っています。

○林 政男君

建設の方は、今市長が力強くおっしゃってくれたとおりでいいと思うのですが、先般、やちまた21は、岩手県の紫波町、そして矢巾町というところに行ってまいりました。紫波町については、駅前の区画整理が成功している事例ということで視察に行っていました。

矢巾町は、岩手県で唯一クラシックの音楽ができるという田園ホールというものを持っているということで、勉強に行っていました。紫波町は文化会館がありません。矢巾町は文化会館があります。子どもたちが学習するために、相互交流ということで、紫波町は文化会館がありませんから矢巾町に来て、音楽の発表会とかをする。それから、矢巾町は、逆に陸上グラウンドとか野球場がないものですから、紫波町に行く。

この間、矢巾町の田園ホールの館長にお話を聞くことができました。そうしたら、子どもたちの情緒が全然違うというのです。やっぱり、文化会館でいろいろな音楽を聴いて育った子どもたちの情緒と、文化会館的な施設で音楽の素養を身につけない子どもたちと、情緒の安定が全然違うというのです。相互訪問していますから、紫波町の子どもたちが矢巾町に来て音楽発表会とかをやるのですけれども、当初は、子どもの情感が全然違うというんです。矢巾の子どもの方が安定しているというんですよ、情緒が。だから、文化会館は単なるハード的なものだけではなくて、ソフト的なものがすごく強いのだなと思いました。

現在、八街市の中央公民館で音楽の練習をしていると、やっぱり本当の意味の音楽の素養というのは身につかない。芝山町の文化会館とかいろいろな文化会館に、今、学校の子どもたちが、音楽関係の子どもたちが出かけて行くんですね。旅費を使って。その究極的には、八街市の例えば成人式は、一見落ちついているように見えますけれども、実際は公権力が入って監視した状態で、今は成人式が行われているんですね。

今、私が申し上げたような文化会館を持っているところの子どもたちの成人式というのは、すごく厳かに平穩裏に行われていると。だから、小さいときからそういう環境で育っていかないと、いわゆる民度も上がっていかない。

さらに、それを進めていくと、音楽だけではなくて民度、政治の関心にしても45.1パーセ

ント、県下最低の投票率。こういうのを、幾ら投票に行きなさい、行きなさいといってもだめだと思っんですね。やっぱり小さいときからこういう情緒を含めて育つ。それにはこういう文化的な施設が必要ではないかというふうに、強く痛感した次第でございます。

次に、酒々井インターチェンジについてお伺いします。

これは、石井孝昭君や川上議員に種々答弁されておりますけれども、この市長の公約については、アクセス道路の整備計画とありますが、具体的にはどのようなことなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

一昨年供用開始しました酒々井インターチェンジや酒々井プレミアムアウトレットのオープンには、本市経済、特に北部地域における活性化に大きく影響を与えるものと認識しております。

また、東京オリンピック・パラリンピックの2020年開催が決定したことにより、成田空港・東京間の人の流れは、ますます活発化することが予想されます。

成田空港の持つ潜在的な可能性は非常に大きいものと思われ、このことから成田空港周辺地域において市町村の枠組みを超えた効果的な道路交通網の整備が必要不可欠と考えております。この成田空港の持つポテンシャルを効果的に活用し、かつ酒々井インターチェンジを利用して人や物の流れを呼び込むことにより、八街市全体の活性化につげるために、既存の国道409号住野交差点改良を含む周辺幹線道路の整備推進に加えて、新たな道路を整備することにより、一層の効果が期待できるものと考えております。

もちろん、すぐに具体的になるものと考えているわけではございません。国や県、佐倉市、酒々井町などの協力、関係する地権者、周辺住民の皆様等のご理解、ご協力があって、初めて事業が具体化されるものと考えております。

したがいまして、実現には相当の時間がかかるとは思いますが、整備計画の策定に向けた検討はできるだけ早期に進める必要があるとの考えのもとに、私の公約に加えたものでございます。

○林 政男君

今のお答えですと、何か、新しい道路というお話がございました。具体的にはどういうことを言うのでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、あくまでも、国、県の方へ、国道409号の住野交差点改良、これはしっかり八街市選出の山本県会議員とともに要望活動を今行っているところでございます。それに加えまして、酒々井インターチェンジから見て、八街市に一番近い道路をある程度計画できないかというような、私も考えを持っています。そのことによりまして、八街市がより利便性も高まるし、活性化も期待できるということで、まず計画を立ち上げたいということが念頭にございます。それには、まず、国、県の考え方、指導、そして近隣市町村の理解、あるいは地権者の理解、こういう形で、住野十字路の交差点改良に加えて、もう一本酒々井インターチ

ェンジから八街市に近い道路を計画できないかということで、今回この公約を1つ、酒々井インターチェンジアkses道路の整備計画ということで、今回公約としたものでございます。

○林 政男君

私は大変すばらしい案だと思います。酒々井のプレミアムアウトレットモールは三菱地所がやっているのですけれども、今回70店舗増設がもう決まっております。だから、ますますその需要が増えると思います。

ご案内のとおり、酒々井インターチェンジを出ますと、プレミアムアウトレットモールを出てきますと、正面に、最後の方に八街市街・酒々井と出てくるのですけれども、八街市街で409号の方に指すんですね。今、市長がおっしゃったのは、多分真っすぐ榎戸の方まで来るような道路が新しい道路じゃないかと推測するわけですが、

確かにいろんな問題がありますけれども、まず八街市がこの青写真をかかなきゃいけないと思うんですよ。こういう青写真でどうでしょうか。それで、佐倉市さんとか酒々井町さんにすり合わせをお願いするようなことになる。その上は、県の事務所あるいは国土交通省の関係のすり合わせとなると思うのですけれども、まず最初は、計画を策定するにあたっては、まず八街市独自に作成していかなくちゃいけないかと思うのです。

この事業スパンというのは、確かに市長がおっしゃるとおり、この事業が採択になるということになったら、10年ぐらいかかるかもしれないし、20年ぐらいかかるのかもしれない。それは確かにわかるのですけど、この事業計画の青写真については、市独自の問題ですから、これはやろうと思えば1年なら1年、2年なら2年で、概略設計ぐらいはかけるのではないかと思うのです。その辺は、担当課にどのような指示をされる予定なんでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、この計画を立てるにあたって、まず佐倉市さんの首長、酒々井町さんの首長、私こういう考えを持っているんだということでもあります。そして、その前に、こういった感じのものでもと、国会議員になりました方のご意見も拝聴しております。そうした中で、まずは近隣市市町村の理解を得るために、担当課事務レベルの会議をできないかということで、まずは、ここで佐倉市市長さん、酒々井町町長さんとお会いする今準備をしております、近々お会いすることになっております。その後、事務担当に首長さんのご理解を得た上で、こうなさいというふうに指示をする予定でございます。

○林 政男君

市長がこの議会で答弁されたのは、もっと突っ込んでいるんじゃないですか、話が。もうとくに蕨市長あるいは小坂町長さんとお話になって、整備計画なんかを討論したら、ぜひ協力しようという蕨市長も小坂町長もおっしゃっていただいたというふうに、この議会で答弁されているように聞いていますけれども、今の話だとまた一から蕨市長にお会いしてこの考え方を伝えるという話なんですけれども、もっと具体的にもう進んでいるのではないですか。今までの答弁の履歴から言うと。その辺はいかがなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

その前に話をしたときには、まだ再選前でした。再選後、改めてお願いに行くという話でございます。

○林 政男君

よくわかりました。やはり、榎戸方面から直通でプレミアムアウトレットモールまで行かれるということになれば、かなり八街市にとっても恩恵が多いかなと思うのです。

さきに、千葉交通が、榎戸発八街駅経由住野十字路経由プレミアムアウトレットモール行きが、今もう廃止といたしますか、なくなりました。やはり八街市のスタンスからいうと、JRの八街駅をおりたらストレートにプレミアムアウトレットモールに行かれるような直通バス、ほかに寄らないでプレミアムアウトレットモールだけのバスじゃないともたない。というのは、銚子だとか向こうの方面から、一々佐倉経由、成田経由で酒々井に行くよりも、八街駅でおりてそのままワンストップで行かれれば、八街駅の利用価値もあるし、非常に、そういう意味で八街市のスタンスとしてはいいと思うんですね。そういうことで、いろんな意味でアクセス道路を頑張っていたきたいと思います。

ちなみに、先ほどの答弁の中で、409号の改良もありましたけれども、私もここで何度か質問させていただきましたけれども、その後、どのような進展状況でしょうか。

○建設部長（武井義行君）

この409号につきましては、成田空港へ通じる幹線道路ということで、八街市としても、整備については国の方に要望していかなければならないというふうに考えています。特に、住野十字路につきましては、まだ朝夕の混雑が大変激しいということで、国、県の方へ要望をしているところでございます。

○林 政男君

要望活動の成果はどのようになっていますか。いつ頃までに事業採択になるとか、見通しとか、そういうのはどのようになっていますか。

○建設部長（武井義行君）

まだそのような具体的な回答はいただいているところなんですけど、県の方との協議の中で、地元地権者との調整をまず図ってほしいということで、今後そのような方向で市の方も協力していきたいと考えています。

○林 政男君

地権者は、一部を除いてほとんど同意されているというふうに、私の調査ではそういうことになったのですが、その辺を含めてのことなんですか。事業採択になる見通しは、部長としてはどのようにお持ちなんですか。

○建設部長（武井義行君）

今、議員さんがおっしゃられたとおり、一部の地権者の方となかなか折衝ができていないという状況でございます。今、山本県会議員にもいろいろご協力をいただく中で、その方と今後面会していろいろとお話をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、その方との話がある程度まとまれば、これはある程度事業として採択していただけるものと

いうふうを考えております。

○林 政男君

せっかく何百万人も訪れるプレミアムアウトレットモールがあるのですから、ぜひとも頑張ってください、一日も早く事業化できるように努力をお願いします。

次に、市民との協働による自然を活かした憩いの場の整備とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の誰もが自然に触れ合える公共の施設として、公園や緑地などが考えられます。公園や緑地は、市民の憩いの場であるとともに、環境保全や避難場所など、さまざまな目的や機能を持ち合わせており、それらの機能を維持するためには適切な管理と整備が欠かせないものとなっております。

市では、公共施設等のあり方を市民とともに考え、環境美化に対する意識の高揚を図り、協働により築くまちづくりの推進を目的とした公園サポーター制度を新たに導入いたしました。

なお、今年度は、榎戸第1児童公園の維持管理をモデル事業として、榎戸区の皆様に公園サポーター登録をお願いしたところでございます。

今後は、公園サポーター制度の拡充を図るとともに、休耕田を活用した里山体験施設や遊歩道の整備を計画している民間企業や里山整備活動しているNPO法人、さらに現在、朝日区地先で、桜の木をメインとし、市民に憩いの場として提供することを目的とし整備を進めている箇所もございますので、こうした団体との連携なども視野に入れるなど、民間活力や市民活動による公園整備等につきましても、検討してまいりたいという考えでございます。

○林 政男君

具体的に、NPO法人とか公園サポーター、アダプター制度ですね。こういうのをやられていくと。この公園サポーター制度については、どのくらいまで広げるお考えであるのでしょうか。

○建設部長（武井義行君）

今、八街市には、都市公園、それから近隣公園とあるわけなんですけど、今現在、先ほど申し上げましたように榎戸第一公園について、そういった制度を今活用して、管理等をお願いするところなんですけど、できましたら、そういった都市公園等につきましては、周辺住民の方で協力いただいた中で、管理できればというふうを考えております。

○林 政男君

そうですね。行政だけの力は限界がありますから、公園サポーター制度のようなことで、長野県の飯田市のみたいに、子どもたちがリンゴの手入れをして、街道に真っ赤なリンゴがたわわになるというふうなあれもありますし、商店街によっては、自分の軒先については管理を請け負うということをやられているところもありますので、大いにそういう民間の力を

かりていく必要があると思いますけれども。

今、部長がおっしゃいましたけれども、八街市の公園は一人当たりで割ると非常に低いですね。全国的に低い。前に、ある方が、八街市は農地があるから、それが公園だから構わないというご意見もありましたけれども、そういうものではないと思うのです。やはり、緑地をしっかりと確保して、人たちが憩える場所。八街市のアンケートを見ると、そういう場所がないというような指摘もありますから、道路は別にして、その次、次となってくると、居住環境の整備が大事だと思うのです。その辺、部長、これは市長の公約ですけれども、市長はやると言っていますから、あとは、そちらの方で予算付けが、市長のお声がかりになっていますから、児童公園も含めて公園整備をもっと力強く進める必要があると。もちろん里山とかそういう自然を大事にしながらやっていくことも必要だと思うのですけれども、その辺、市長の決意というよりも部長の決意を聞きましょうか、今度。

○建設部長（武井義行君）

今、議員がおっしゃられましたように、八街市の一人当たりの公園の面積は0.7平方メートルということで、県下でも大変少ない方にあたります。確かに、八街市は緑の多い地域ですが、それは公園とはまたちょっと違って見えるということで、本来の公園の整備については、これは進めていかなければいけないというふうに考えています。市長の公約にもございましたので、予算等ございますが、できるだけ推進したいというふうに考えてございます。

○林 政男君

それには、やはり民活、民間の力をかりて、行政だけは限界がありますから、市民の力をかりるのが一番、こういう問題は前に進むのではないかと思います。

次に、快速電車増発に向けた要望活動の強化とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年度に実施いたしました市民意識調査では、本市の公共交通機関の充実の要望が多くあり、特に東京方面への通勤等に利用するための快速電車増発は、市民の皆様から強い要望があったところでございます。

快速電車増発により都心への通勤・通学の利便性が向上することは、住みよい街として市民満足度の向上につながるものであり、人口流出の抑制、八街市への定住促進などの効果が期待できるものと考えております。

本市では、今まで千葉県JR線複線化等促進期成同盟、総武本線快速電車増発及び複線化促進を図る市民会議により、JRに対して要望活動をしてきたところでございます。

また、八街市、山武市、酒々井町で構成する総武本線成東・佐倉間快速電車増発推進協議会におきましても要望活動を実施してまいりましたが、今般、横芝光町もこの協議会の活動に興味を示していると伺っておりますし、千葉県議会におきまして、自民党千葉県議会鉄道問題対策議員連盟などが要望活動を行っているというふうに伺っております。

快速電車増発及び複線化促進は、市民の皆様からの要望も多く、本市の活性化等に大変大きな影響を与えるものと認識しているところでございますので、今後におきましても周辺関係団体を巻き込んで、その首長や県議会議員等と連携・協力しながら、要望活動を強化してまいりたいと考えております。

○林 政男君

今後、快速電車増発、今は9両編成で八街駅へ入ってくるわけですがけれども、基本的な車両編成は15両編成なんですね、快速電車の。そうすると300メートルのトラックが要るわけです。長谷川市長時代から、山武市、八街市、酒々井町を含めて300メートルのトラックを作らなきゃいけないと。そうすると、まず成東駅を300メートルトラックにしないといけない。成東駅を300メートルのトラックにすれば、折り返しが今度はできるということで、15両編成で八街も可能になると。八街の1番線は、自分の記憶が間違えなければ230メートル。270ではなくて230メートルだと思うんですけど、そうすると、1番線については300メートルのプラットホームにすることは容易であると。そうすると2番線が200メートルありませんので、2番線は、どうしても一般の方の倉庫を動かさないと、なかなか2番線のホームの延伸は難しいのではないかと思いますけれども。

今、お隣の山武市選出の松下浩明議員が座長といいますか、この総武本線沿線関係の県議会議員のリーダーだと思うのですが、市長としては、具体的にはどこをどうして、この周辺市町村とか大きな枠も確かにあれなんですけれども、具体的にはどのような活動をされる予定なんでしょうか。

○市長（北村新司君）

そうした千葉県議会におきましては、自民党千葉県議会鉄道問題対策議員連盟の会長さんが山武市選出の松下県議でございますけれども、しっかり行っていることにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。私どもも、連携協力もしっかり行ってまいりたいと思っております。

まず、今通勤している方々が大変要望している内容といたしまして、朝夕における通勤通学の時間帯について、沿線市とも協力しながら、今後要望していく次第でございますけれども、朝夕の電車の本数の少ない時間帯といたしまして、上りでは朝6時台が特急1本、普通電車が1本しかなく、7時台には7時19分八街駅快速電車があることから、6時台の電車の本数が少ないというふうに認識しておりますし、この辺の改善要望等が通勤している方々あるいは学生の方々からございます。また、夕便としては、千葉駅を発車する時間帯として、20時台から22時台の電車本数が少ないというふうに思われます。

今後、こうした時間帯を中心に、JR千葉支社に対する快速電車の増発増結の要望活動の運動は、これらの時間帯が中心となって要望活動をしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

そうですね。快速電車の増発については、なかなか時間もかかるのではないかと。今、私

が申し上げたようにプラットフォームの延伸、300メートルプラットフォームを作らなければいけないということで、八街市がもしやろうとすれば大体、JRは今ほとんど出しませんから、3億円ぐらい拠出しないと、このプラットフォームができないということになっています。その次善の策として、今市長が言われたように、6時台の電車の増発あるいは10時台の増発。

そうすると、今の意気込みはよくわかりましたけれども、例えば市長お一人だけでは大変ですから、各区長会等を通じて署名運動等を実施されて、八街市民の総意ということで、この6時台の電車の増発等の活動をしていかなければならないと思うのですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

大変ありがたいご提言だというふうに思っております。まず、区長さんを中心に市民の熱望・要望をしっかりとまとめた上で、さらに議員の皆様方全員のお力添えもいただければ、大変ありがたいと思っております。

○林 政男君

私は議長ではありませんけれども、今市長のお話ですと、議員もしっかり応援してくれというふうに言っていますけれども、これは湯淺議長を先頭に私は応援するつもりですけれども、議長はそこで答えられませんから、そのように要望しておきます。議長、よろしく願います。

次に、佐倉第3工業団地へのバイパス事業推進とありますが、具体的はどのようなことでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

通勤などで本市市民の利用の多い県道神門・八街線は、佐倉市岩富地区におきまして、狭隘な急カーブが多く危険な道路形態となっております。佐倉第3工業団地の中を走る佐倉市都市計画道路3・4・20号線と八街市都市計画道路3・4・3号線を延伸・接道することで、国道51号へのアクセスが容易になり、さらに、歩行者の安全確保や通勤時の渋滞解消にもつながるものと考えております。

県道神門・八街線のバイパス的機能を有する都市計画道路3・4・3号線は、本市内を東西に結ぶ主要軸であると受け止めており、佐倉市と歩調を合わせまして、県への要望してまいりたいと考えております。

○林 政男君

その問題はかなり前からやらずにちゃいけないと、私は個人的に思っています。私が平成11年に市会議員にならせていただいたのですけれども、そのときから、これはすぐ可及的速やかにやるべき事業だというふうに認識しています。それは、佐倉インターチェンジが近くなりますし、八街市からも直通になるわけですね。今お話のように、佐倉市の都市計画道路3・4・20と八街市の3・4・3がつながるということで、非常にこれは先ほど来市長

がおっしゃっているように、周辺市町村との連携の1つの見本のようなものだと思うのです。

では、これはなぜできないかということになりますよね。事業採択寸前まで行ったのに、現在事業採択はされていないと。周辺の地権者にお聞きましたら、協力しますよとおっしゃっていましたが、これはもう地権者の問題ではなくて、その上の予算措置の問題だと思うんですよね。これは八街市だけではできませんけれども、もちろん県の予算になると思うのです。この辺、どのくらいスパンというか、働きかけをしていくかと思うんですね。例えばある政党の政調会で、多分市長もそういうところに県議会議員と同席されて、八街市で一番やってほしいことは何ですか、2つ挙げてくださいと、多分問われると思うんですね。八街市として何を要望するかと。私は、先ほどの409号の問題もそうなんですけれど、今すぐ可能性があるのはこちらの方ではないかと思うんですよね。

だから、この問題については、もう北村市長時代にけりを付けた方がいいと思うんですね、一気に呵成に攻めて、この問題は。距離もそんなにありませんから、これはやる気になればできると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実は、1期目の一番最後のときでございましてけれども、蕨市長さんに、八街市はこういう計画があるということでお伝えしております。改めまして、2期目にまた市民からご判断をいただいたところとございまして、改めて佐倉市長さんをお願いする旨も話をしております。今このバイパス的機能を持つこの道路につきましては、長い間、八街市民からの要望でございましたし、佐倉市とも連携を十分今図る環境整備を行っているところでございます。

その前段といたしまして、まずは首長さんにお話をした上で、担当課レベルまで下げて、この道路につきましては、私も強い決意を持って中で推進してまいりたいと、今考えております。

○林 政男君

それを受けて、担当部長いかがですか。市長はもうやると言っていますよ。どうですか。

○建設部長（武井義行君）

この路線道路につきましては、市長の答弁にありましたように、大変八街市民にとっても有効な道路というふうに考えております。市長も積極的に進めたいということでございまして、担当としても、できる限り事業化に向けて進められるよう県等と協議をしてまいりたいと考えております。

○林 政男君

私も、この問題に関しては非常に注視しております。やはり、八街市への外と結ぶ道路、これがしっかりしていないといけないと思うんです。特にこれは、佐倉市はとくに3・4・20をあそこまで整理をしまして、あとは八街市の問題ですよとされているように、いつもあそこを通るたびに思うんです。ですから、これは何としてでも県議会議員の力もかり、国会議員の力もかり、県の土木の力もかり、一刻も早い整備を要望するものでございます。

次に、市民とともに街づくり推進のための部署を創設とありますけれども、具体的にはどのようなことでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

私の市政運営にあたっての基本理念は、市民の皆様の意見を市政に反映しながら、市民の皆様との協働により八街市の街づくりをすることです。

故郷として愛着の持てる住んでよかったと思っただけのような、よりよい八街市の実現のためには、各界各層さまざまな分野の市民の皆様が、それぞれの立場で、市政運営に参画・関与することにより、街づくりの当事者としての意識を持っていただくこと、そのためには市民の声は何より重要であると考えているからでございます。

また、市民ニーズがますます複雑、多様化する現在において、これらの市民ニーズをより的確に市政に反映し、市民満足度の向上につなげていくには、行政側におきましてもさまざまな意見を柔軟、かつ速やかに受け入れる体制づくりが肝要であるものと考えております。

さまざまな立場の人々が、お互いを尊重し協力して、豊かで住みよい地域社会を作るために主体的な取り組みをし、行政側も積極的にその活動に関わっていく、このためには現状の組織を見直し、市民と協働して街づくりを推進するための部署が必要であると考えております。

現在の市民協働、街づくりとしての部署は、企画課や総務課などを中心として、さまざまな部署が関係しておりますが、その窓口を一元化することにより、一層の市民参加を促したいと考えております。

市民の皆様や行政や企業などが協働して、それぞれの得意分野を活かし、力を合わせることによって、市民単独または行政単独では解決することが難しい課題に取り組んだり、解決したりすることができるようになるものと考えておるところでございます。

○林 政男君

そうすると、今の市長の趣旨からいうと、当然これは市長部局に配属する部署になるのでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

現在、市長の方から指示もされておまして、私どもの方で、もちろん近隣の印旛管内でこの市民活動推進、または協働の総括的な課、もしくはその担当部署が決まっていないのは八街だけという状況を踏まえまして、早急に、こちらの部署を名称もしくは班になるのか、これについてはまだ具体的などの結論は出ておらないところですが、市民にわかりやすい形での市民活動が一括して扱える、そういった部署を市長部局の中で組織していきたいというふうに考えております。

○林 政男君

今、市長あるいは部長の言われたことは、大変意義深いところがあるわけですが、

この市民に働きかけているわけですが、なかなか市民が、今のところ反応が薄い気がするんですね。というのは、この間の衆議院選挙で、一番八街の低いところは29パーセントなんです、投票率が。全国平均が52パーセントぐらいで、千葉県平均も50パーセント。そこそこで、八街が45パーセントで、その中にさらに29、30パーセントというところがあるんですね。この辺は、市民協働、市民協働といっても、なかなか反応してくれないのですけれども、その辺はどのようにカルチベーションというか、持ち上げていくというお考えなんですか。

○総務部長（石毛 勝君）

これは非常に難しい問題という言葉にしてしまうとお叱りをいただくかもしれませんが、市としてどこまで関われるのかというところが問題であるというふうに認識しております。よく皆様方から言われています八街市の自治会、区に加入している方が概ね50パーセント程度しかないと、地区によっては19パーセントというようなどころもございます。こういったところも踏まえて、別の面では自主防災組織ということで、区に入っている入っていないにとらわれずに、広い意味で皆さんで協力し合うというところも進めている中で、非常につつまが合わないような市の持っていく方が、今浮き彫りにされています。

こういったところを踏まえまして、申し訳ございません。片方では、市民協働の勉強会等ずっと繰り返し行われていまして、そこに参加されている方はいろんな意見を持ちながら、市民の方々がみんなで発案して、それを市にどれだけの手伝いをしていただいて、それを実現するのかというところで、夜6時からの会議にも皆さん積極的に出ていただいて、やっていただいています。

そういったものを全て含めまして、市の今担当する部署が、先ほど市長の答弁にもあったのですが、まちまちになっているというのが、まず1つ、根本的なところにあるかということで、行政的な、自治会等に踏まえた市の関われる部署、また協働で参加を促していく、または逆に市民からの意見を吸い上げて、市がどこまでそれを実現性を持っていけるのかといったところも踏まえたその整理をまずして、そこをどの時点から市民の方々にお声がけをしていくのかというところを、まず市の方できちっと精査をしなきゃいけないというふうに考えてございます。

○林 政男君

そのとおりだと思うんですね。これからは八街市に限らず、住民でできるものは住民がやらなければいけない。何でもかんでも市に頼るのはよくないと思うのです。それには行政もスリム化して、アウトソーシングできるものはアウトソーシングしていくと。民活、民の力をかりるところはしっかりかりていくと。

先ほど来、出ましたNPOでも自然関係のNPO、あるいは福祉関係のNPOがあるので、すけれども、この市町村の民度というのがNPOの数もある程度比例すると言われていそうですね。その辺、八街市は大変少ない、このNPOが。やっぱりこういうNPOを育てていく。行政がやるのではなくて、そういう民間の団体を育てていく姿勢も大事だと思うのです。

けれども、この街づくりを推進するためには、その辺のサポートを受けた方がいいと思うのです。それには、市の方としてはそういうのを積極的に応援していく。例えば今はNPOの窓口は一応企画課になっておるのですけれども、企画課に行くと、県の方に、文化課の方に行ってくださいということで、結局、県とのやりとりになるわけですけれども、もうちょっとその辺も、このNPOをいろんな意味で支援するために、対応をする課の役目も大事ではないかと思うのです。

ちょっと企画課は、今、統計とかでいろんな意味で忙しくて、とてもそういう部署あるいは班を作るだけのあれがないというふうに思うわけですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

おっしゃるとおり、今、企画課は来年また国勢調査が始まったり、そういった面で業務の集約がなかなかうまくつかないというような状況が、現在見られます。こういったところもきちっと整理をして、その協働、市民参加の部分について、別組織をきちっと作るのが本来のあり方だとは思いますが、早急にその課の編成ができるかということ、なかなかそれも現状では難しいところもございますので、業務の整理をきちっとして、今、議員さんがおっしゃられたように、そのNPOについても、今は非常に市の体制としては業務の中では薄い状況になっています。

これは、市民参加においては、当然のごとくボランティアさんですとかNPOさん、これについては深く関わらなければいけないところというふうに認識していますので、その整理をきちっと早急につけたいというふうに思っています。

○林 政男君

やっぱりそういう姿勢でいかなければいけないと思うのです。そういう姿勢になってくると、市民の方にはお願いすることはお願いするのですけれども、市民の方から見たら、聞きづらいこともあると思うのです。でも、あえて行政も言っていないと、昨日以来、出ているように、経常収支を見ても、あるいは基金残高を見ても、銚子、富津、次がどこかと言われている時代に、まだ八街までいきませんけれども、銚子、富津というふうに県の担当者が言います。その次が出てこない。そこら辺がみんなひしめいているところです。八街市も平成28年に基金枯渇というなら、やはり市民の皆さんに、言いづらいことをあえて言っていかなければいけないときもあるかと思うんですね。

これは市長の決断ですけれども、市民の皆さんに、どうしてもこうですからお願いしますということも、この市民協働の街づくりでは必要だと思うのです。その辺、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

今、担当課よりお話がございましたとおり、成田市でも市民協働課、四街道市でも政策推進課、印西市でも市民活動推進課、白井市でも市民活動支援課、富里市でも市民活動推進課、酒々井町が住民協働課、栄町でも住民活動推進課という形で、市民との協働の街づくりの担

当課を設けてあります。これらのことを参考しながら、そして八街市にあったそうした部署の創設についてしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

○林 政男君

いや、私の申し述べたのは、言いづらいことも、市民の方に理解してもらって進めていかないと、これからの行政はやっていけないのではないかという。市民要望はいっぱいありますけれども、それを全部受けていたら市が成り立たなくなると。それで、民間でできることは民間にお願いしていかないと、基金枯渇と言われているわけですから、そのくらいの覚悟でいかないといけないと。

最後に、7番目は、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の推進とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁をいたします。

教育とは、「国家百年の大計は教育にあり」と昔から言われておるように、短期間に効果があらわれるものではなく、長期的視点に立って継続していくべきものであり、その重要性は言うまでもありません。

教育とは基礎学力を土台として、さまざまな分野に触れることにより、それぞれの長所・可能性を開花させるとともに、人格を形成していくものであると考えており、このことから基礎学力を養う義務教育こそ大変重要なものであると認識しております。

日本のように資源の乏しい国家にとって優秀な人材こそが、最も重要な資源となり得ることから、近現代の日本は教育に力を注いでまいりました。この方針は連綿と現在も受け継がれております。

言うまでもなく、本市におきましても、将来を担う人材を育成するための教育は、何よりも重要なものだと認識しており、さまざまな形で子どもたちの教育環境の整備・充実等を図ってまいったところでございます。

私の考えます義務教育とは、社会を構成する一人としての基礎的な学力づくり、思いやりの心や、規範意識を持ちつつも個性・独自性を育てる心の基礎づくり、そして、それらを支える健康な体の基礎づくりをすることとでございます。

このことから、本市では幼小中高の連携教育を推進する中で、中学や高校での学習の仕方や勉強方法を情報提供するなどにより、学力向上につけてまいりました。また、地域の皆様と積極的に交流、連携することにより、ふれあいの場の中で、子どもたちの情操を養うことができたものと考えております。この3つの要素をバランスよく育て、その基礎の上に立って、社会の構成員としてふさわしい資質を身につけていってほしいと願っているところでございます。

平成27年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、その中では、総合教育会議の設置など、今まで以上に教育に対して市長が密接に関わることとなります。この中で、私の考える「確かな学力・豊かな心・健やかな体」

を育む、知・徳・体の教育の推進を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○林 政男君

以上で質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上でやちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

これで関連質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時13分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

それでは、質問をいたします。

市長の2期目ということで、市民の目線でしっかりと充実した施策をやっていただきたいと、このように申し上げておきたいと思えます。

市長公約の中でも、乗り合いタクシーあるいはまた高齢者世帯の問題、そういったことが公約の中で多々出てくるわけでありまして、充実したそういった施策をしっかりとやっていただきたいと思えますが、先ほどの林（政）議員への答弁では、公約については時間がかかるというような話を聞きまして、多少がっかりすると同時に、やっぱり、これは急ぐものはちゃんとやっていかなきゃいけないのではないかというふうに、強く思うわけでありまして。これは、莫大なお金がかかる、財政がかかる問題については、それは時間がかかるかもしれませんが、やれる問題については、もう早々と方針を立てて実施していただくことが、私は、今の八街市の市政に望まれている問題ではないかと、そのように考えるわけでありまして。ですから、しっかりとしたそういった問題にも取り組んでいただきたいというふうに思えます。

それで、まず第1点目ですが、乗り合いタクシー、これは具体的な計画を早く立ててほしいと、こういう具合に思えます。地域公共交通協議会の検討がされてきたわけでありまして。新たな交通システムを平成27年度末までに検討すると、こう言われているわけでありまして。私はもう、この地域公共交通協議会、これは何年になるのですか。これをもっと早く、時間ばかりが経過して、本当に実施する気があるのかどうか、こういった市民の声も聞かれるわけでございますが、この乗り合いタクシー、デマンドでも結構ですが、そういった方向性は

どのように考えていらっしゃるのか、まずその辺からお話をお聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

デマンド交通につきましては、「八街市地域公共交通協議会」が主体となり、平成25年11月18日から27日の10日間、デマンド交通試験運行を実施したところでございます。総登録者は29人、予約件数は50件、延べ利用者数は49人で、実利用者数は19人でありました。

アンケート調査につきましては、13人の方から回答をいただき、回答者の多くが60代以上の方であり、3割以上が無職と回答、半数の方が免許を保有していないとの回答でありました。デマンド交通の満足度では、9割以上の方が満足、ふれあいバスとデマンド交通ではどちらが利用しやすいかとの問いでは、9割の方がデマンド交通と回答しております。

しかし、多くの方に利用していただくため、運賃を無料として実施したにもかかわらず、実利用者は19人と少なく、アンケートを含めてデータが不足しているのは否めないところであります。また、仮に1回の運賃を300円と仮定いたしますと、今回の運賃収入は、1万4千700円となり、委託料66万1千500円と比較しますと、収支率は2.2パーセントとなります。導入にあたり、多額の市の負担が想定されることもあり、昨年実施した試験運行をもって、早期のデマンド交通導入との結論には至りませんでした。

また、平成26年10月30日に、「地域公共交通確保維持に関する勉強会」を地域公共交通協議会主催で開催したところであり、日本大学理工学部交通システム工学科轟教授による講義、関東運輸局千葉運輸支局職員による事例紹介等、また、市原市交通政策課からは、地域住民が主体となって、地域主体で市との協働による公共交通の取り組みについて、お話をいただいたところでありますが、デマンド交通の導入にあたっては、運行する地域にあった方法等を取り入れなければ、利用者を増やすことは難しいとのことでありました。

なお、今年3月に策定した「八街市地域公共交通総合連携計画」には、ふれあいバスの再編、また、新たな交通システムの検討として掲載しておりますが、あわせて地域主体の公共交通再編の仕組みについても言及しており、地域が主体となって運行する公共交通の仕組みにつきましても期待しているところであり、市と地域が一緒になって仕組みづくりについて研究してまいりたいと考えております。

また、各地域におきましても、地域主体の公共交通運行の機運が高まり、勉強会等を立ち上げたいというお話がございましたら、市としましては、職員派遣や情報提供など支援をしてまいりたいと考えております。

○右山正美君

まず、今の答弁の中で、前段はまさしく今までの答弁と全く同じで、後半、若干地域の方々がそういった意識を持って、実行委員会とかそういったものを立ち上げるような、そういった動きもあるようでございます。

この間、11月30日に、今市長が答弁の中でありました日大の轟教授を含め、市原から

もお見えになっていろいろ、運輸局とか、講演をいただきました。八街の会長さんというのは副市長が会長でおられるわけです。そうですね。中央公民館でやったのですが、副市長は、11月30日の講演の中でどういう感想を持たれたのか。ちょっと、若干短い時間でお答え願えますか。

○副市長（榎本隆二君）

お答えいたします。

11月30日に、勉強会ということで開催をいたしまして、市原市の方からデマンド交通についてもいろいろお話を伺いました。そういう中で、やはり地域の方とよく話をしながら、どういう需要があるのか、そういったことを踏まえながら、時間をかけて導入していくことが必要なのかなというようなことを感じたわけでございます。

事前のアンケート調査の結果などについても、お話がございましたけれども、当初、事前のアンケートでは、利用すると回答した方が266名いたと。そのうち、すぐにでも利用したいという方が148名だった。でも、実際に利用した方が19名というような地区も、養老地区でしたか、あったというようなことございまして、ですので、確かにあったらいいなという部分はあるとは思いますが、本当にその地域とか住民の方がどこまで、あるいはその地域が負担してでもそういう導入をしていきたいんだと、そういうような機運といいますか気持ちを踏まえながら、市としても、もしそういう気持ちが地域の中にあれば、先ほど市長が申しあげましたように、勉強会とかそういう中に市の職員も出向いて行って話をしたり、資料提供をしたり、そういうことも必要なこと。

それから、最近では、横芝光町でしたか、ふれあいバスの方の便数を減らしまして、デマンド交通を導入したというような事例もございまして。市原市のお話を聞きましたけれども、ほかの市町村の取り組みなどについても、話を聞きながら検討していきたい、そんなような感想を持ったところでございます。

○右山正美君

11月30日の講演でも、住民指導型でないとやっぱりだめなんですよ。大学教授が言われた話をして、トランジットモールとか、CO₂の問題とか、浅草の観音様のお参り、中には車が入れないとか、いろいろそういうことを言われましても、八街市としてどこに整合性があるのだろうかというふうに考えますし、市原市さんから来ていただいて養老溪谷の地域とか、戸田地区のそういった問題とか、そういった話については、なかなか参考になりました。やっぱり、先ほども言いましたとおり、住民型の実行委員会でも実施委員会でも何でもいいんですけど、住民の方々の話をしっかり聞いてそれを入れない限りは、私は成功しないといえますか、もっともっとこれは反映すべきではないかというふうに思いますよね。

それで、公共交通協議会では公募による人員は二人と、二人しか入っていないんですよ。それもバスに乗っていらっしゃるかどうかわかりませんよね。これでは住民の声が本当に反映できるかどうかというのもわからないわけです。ですから、時間がないので、参考例は

やめますけれど、やっぱり住民指導型で意見が反映できるそういったもとの進めていくということは、大事だというふうに思います。

それで、地域別に高齢化率というのがあるのですが、30パーセントを超えているのが、勢田、用草、岡田、根古谷、大木、山田台、四木29.39パーセント、三区が31パーセントというような状況で、圧倒的に南部の方が多いんですよ、高齢化率は。だから、こういうところから意見を聞かないで、希望ヶ丘は18.92パーセントですよ、高齢化率は。それはどこに当てはまるかわかりませんが、高齢化率の高いところからご意見とかそういったものも聞くということが、私は大変重要ではないかというふうに思うんですよね。ですから、その辺も踏まえて、やっていただきたいと。

それと、これは11月29日に日本共産党の団長の丸山わき子議員のところにはがきぎきたわけでありまして。共産党八街市議団に要望ということで、市営バス路線についての現行の西コースは不便である。車がすれ違えない狭い箇所があると。急坂は降雪の場合は危険、不便だから利用者は減る。無駄なところを切る。こういうようなはがきもきております。

やっぱり、住民の方は今のふれあいバスについても関心があるんですよ。不便だということも関心を持っているんですよ。何とかしなきゃいけないなということは、市民の方ですからそういうご意見もしっかりと持っていらっしゃると思うんです。ですから、そういうことを含めて、私は住民参加型、これを重視してやっていくということが、大変重要になっていくと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

右山議員さんのおっしゃるとおりのことなんです、私どもの方も先般の勉強会に参加をさせていただいて、非常に実践的にやられている市原市の内容もお聞きして、やはり、この公共交通というものはどういうものなのかというのを、市民の方々にも認識をしていただかなきゃいけない。これは公共交通というのは市民の財産であって、あったらいいなという状況では困る。乗りたいという、この交通に乗って市内の目的地まできちっと届けていただくということを実現しなければいけないというふうに認識しています。

その中で、市長への提言等も非常に多くこの交通関係についてはきておる実態がございます。こういうものを踏まえまして、先ほど市長の答弁にもありましたが、各地域に出向いて、今までのアンケートも、乗った方へのアンケートしかやられていないというのが実態としてあります。やはり、市民の方々の意見、何で乗らないのかとか、もちろんそれにはいろんなご意見があろうかと思えます。そういうものを集約した上で、コンパクトになおかつ皆さんが進んで利用したいと思う、そういう交通を築いていかなければいけないというふうに認識しています。

○右山正美君

まさにそのとおりであってね。先ほども言いましたけれど、南部の方では30パーセントを超す高齢化率ということで、沖なんかでも100メートル先にふれあいバスが通っているのだけれど、あそこまで歩いて行けないんですよという方々が結構いらっしゃるわけですよ。

だから、そういった意味では、そういう必要なところにそういった話を持ちかけたり、アンケートをとったりとかいろんなことをして、そこを重点にして進めていくと、これが大事ではないかなというふうに思います。

それで、市長にお伺いをしたいのですが、27年度末までに検討をするということなんですが、これはやらない方向で検討するのか、それとも前向きに検討するのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

その辺のことにつきましては、今、地域公共交通協議会でしっかり検討していただいているところでございます。そうした意見も踏まえ、また先ほど担当課より話がありましたけれども、各地域の市民の皆様方のご意見等々を聞きまして、総合判断をしてまいりたいと思います。

○右山正美君

市長の公約の中でもおっしゃっていますとおり、高齢者対策にもなるわけですね。こういった点からでも、これはもう積極的にその辺はぜひ進めてやっていただきたいと、このように思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、ひとり暮らし高齢者世帯の施策充実をということで伺いたいのですが、こういう問題を取り上げているうちに、私も前期高齢者になってしまいました。これは人ごとではないなど、そういう具合に自分でも苦笑しながら、こういう質問をしていきたいと思うのですが。

高齢化率も言いましたけれど、これから大変な時代になっていくと。どんどんお年寄りが増えてきて、30年後には八街市はなくなるというような予測も出ているわけですから、住民が住みやすい、住んでよかったと思えるような、そういった施策というのは、少しずつ少しずつ積み重ねていかない限りはよくなっていかないんですよ。バーッと出しても絶対失敗しますし、まとまっていけないと思います。

そこで、予防医療の問題ですが、重症化にならないためのこういった問題については、大変重要になってくるのではないかなというふうに思います。この予防医療についての市長の見解、これをまず伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、市民の方が病気を予防し、健康で長生きできるよう、疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施しております。

より多くの方に受診していただけるように、公共機関や医療機関などにポスターを掲示したり、広報紙への掲載、地区回覧、メール配信等を通じまして、周知啓発に努めているところでございます。

また、がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮頸がんの集団検診は1千円、前立腺がん検診は500円、大腸がん検診、結核・肺がん検診は300円をご負担いただいております。現在の本市の財政状況は非常に厳しい状況でありますので、一定のご負担をいただいている

ところでございます。

市民の方には、まず検診を受けていただきまして、自分の身体の状態を知っていただきまして、「自らの健康は自ら守る」ことができるよう、より一層の受診しやすい体制を整えてまいります。

○右山正美君

そうですね。やっぱり受診率については低迷という具合になっております。私も参考に書いてきたのですが、胃がん検診は平成25年が決算で減っております。大腸がんはちょっと増えていますね。肺がん検診が、これも減っておりますし、前立腺がんについても、これも減っております。データとしてね。やっぱり啓発啓蒙と同時にこの無料化というか、そういったものを含めて検討していく必要があるかなというふうに思います。

それで、議会1日目の決算委員会の報告の中でも、国保に対する賛成討論とかいろいろありました。厳しい財政状況のもとであると、これ認識はしているんですね。保健事業を進めた結果、医療費が安くなったと、こういうふうにも言っているんですよ。やっぱりこの予防医療、保健事業、こういったものが最大のいくいくは経費削減といったものにも、これはつながっていくということにもなるわけでありまして。ただただ全部を無料にしろとは言いませんけれど、段階的な手順を踏んで、そういう具合にして啓蒙啓発を進めていく必要があるというふうに思います。

それともう1つは、39の行政区といいますか、区がございまして。そういったところに保健師とか保健推進委員、そういった方々を配置して、いろんな悩みとか、軽体操とか、料理教室とか、ちょっと高齢者の方々が寄っていかれるような、そういったこともやって、これもまた予防医療につながっていくわけでありまして。

ちなみに、平成24年度は健康教室382人、健康相談、ようやく23人、平成25年度、199人、極端に減っております。健康相談なんかも220人ということですね。やっているのですが、やっぱり街の真ん中に集めているわけですから、なかなか人が集まっていけないというのが、現実問題なんですよ。

これを39のコミュニティセンターを中心にしてやっていけば、私はもっともっとすそ野が広がって、これは一大事業のことになって、何年後かには国保が軽減、軽くなるというようなことも考えるわけでありまして、こういったことで、地域をもっと細かくしてそれをやっていく必要があるのではないかというふうに思いますが、市長、担当課でいいですか、やる気ありますか。どうぞ。

○市民部長（加藤多久美君）

ただいまのご質問でございますが、昨日の石井議員の中でも一部答弁させていただいたのですが、右山議員の言ったように、私も積極的に地区、今39地区ということでやっておるのですが、それ以外でも、例えば小さな自治組織がございまして、その中にどんどん入り込んでいって、例えば専門家である保健師あるいは栄養士、歯科衛生士もいるわけですが、その方が積極的に出向いて、その地区の方々と、例えば婦人会の方とかい

ろんな方と話し合いながら、健康について語り、それからいろんな実践を、それを通じて、国保の被保険者であれば、将来的には医療費の削減効果というのは絶大なものがあると、そういうのは認識しておりますので、私の方は常に、担当部長でございますので、その専門職や健康管理課の方には、迎えるのではなくて、常に出ていくと、そういう姿勢を持ってやるというのは常々言っておりますので、それに伴う実行体制を作れるように私としては努力していきたいと、そのように考えております。

○右山正美君

前向きな答弁でね。やっぱり39あるわけですが、もっと細かくしてもいいんですけど、全部が全部すぐにやれということではなくて、1つのモデル地域をつくって、そういう形で1つやってみると。僕はそういうことが大事ではないかと。地域によっては、区があればほかの団体もいろいろあるわけですから、山田台の方でももう健康体操なんかが始まりましたからね、区長さんを中心にして。そこでいろんなことをやっていけば、もっともっと細かい、高齢者の方々が本当に心配しないで暮らしていけるような体制が、私はずっと浸透していくのではないかというふうに思いますので、ぜひその辺のところは、部長が前向きに答弁されたので、ぜひモデル地域でも何でもつくっていただいて、それで推進していただきたいと、このように思います。

次に、高齢者が安心して暮らせる住宅という意味で高齢者住宅というものを、私はこれは進めていかなければならないというふうに思うのですが、その辺について、まず最初に伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者の住居につきましては、一般住宅、集合住宅などのさまざまな居住形態があり、基本的には、現在お住まいになっている場所に住み続けることがよいと考えております。

ひとり暮らしが困難になった方につきましては、自身でケアサービスを選択して生活することができるサービス付き高齢者住宅や、入居することによりケアサービスが提供される特別養護老人ホームなどの施設があり、重度な要介護状態になったとしても、安心して生活ができる街づくりに取り組んでいるところでございます。

なお、一般の住宅のバリアフリー化につきましては、介護保険制度におきまして、在宅の要介護・要支援の認定を受けている方が、住宅改修を行ったときは、費用の一部を住宅改修費として給付しております。そのほか、住宅リフォームの補助制度を活用していただき、安全で安心して暮らせる住環境の整備を必要とする方に対しましては、改修費の一部を助成して、支援しているところでございます。

○右山正美君

それは介護保険内での、私はそういった高齢者対策だと思うのですが、やっぱり介護保険外の、高齢者の本当に住宅を必要としている方がなかなか市営住宅にも入れない。これからどんどん、何回も言いますが、高齢化になってくれば本当にいろんな問題が出てく

と思うんですよ。そういったときに、行政側が年寄りの住宅もないあるいは住むところもないということでは、高齢者は安心して暮らせないというのが、現実問題ではないかなというふうに思いますので、ぜひ、その辺のところも今後の課題として、これまでの答弁では、九十九路団地の住宅の1階を開放するというようなこともありましたけれど、でも、それだけでは足りない、不足だということがあるわけですから、これはいろいろなところを検討していく必要があるのかなというふうに思います。

市長の公約の中で、住みなれた地域で高齢者が安心して暮らせる、そういった取り組みをやっていきますよと言うのですから、私は、これは具体的に施策を進めていく必要があると思いますので。

3点目に触れてしまいましたけれど、市長の公約に、地域で支える社会環境の整備をするということでありまして、この市長の社会環境の整備ということは、一体どういうことを指すのか、その辺について伺いたいと思います。

○市長（北村新司君）

住みなれた地域で安心して暮らせるためにということでございます。

答弁いたします。

本市の高齢化率も、平成26年9月末には23.86パーセントとなり、15歳未満の人口を100とした場合に、65歳以上の人口は210と、少子高齢化が日々進んでおります。

こうした中、本市では高齢者のみの世帯を対象として、緊急通報装置設置事業や配食サービス事業、ひとり暮らし等高齢者訪問事業等により安否確認等を行い、在宅生活を支援しているところでございます。このほかに、高齢者総合相談窓口として、地域包括支援センターを開設し、介護保険サービスや福祉サービス、介護予防等の相談・支援等を行っております。

団塊の世代が75歳以上になる平成37年に向け、高齢者が介護を要する状態になっても、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい、介護、医療、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが、今後の最重要課題とされており、現在策定中の第6期介護保険事業計画におきまして取り組んでいくところでございます。

事業の推進にあたりましては、介護保険サービス事業者、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、ボランティア、区、自治会、NPOなど、多種多様な関係機関との連携が不可欠となるため、日頃から情報や課題の共有ができる関係を構築し、円滑な事業推進を図っていきたいと考えております。

○右山正美君

市長が答弁された高齢化率というのは平均ですね。八街市の平均23.86パーセント。南中学校区では25.07パーセントと、やっぱり中心部と向こうと比べると高いんですね。ですから、そういう施策は、おのずと力の入れ具合とかそういった問題については違ってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ認識していただいて、対策をぜひ講じていただきたいというふうに思いますし、高齢者が70、80になってもどこかに引っ越してし

まう。私も、つい最近主人が亡くなって、船橋のマンションに娘がいるんですけど、来いと言われても八街からは出ていきたくないと。やっぱり住みなれたところが一番いいですよ。ですから、こういう施策を、お題目だけではなくて、高齢者が住みなれたところに安心して暮らしていくにはどうしていったらいいのかという、そういった具体的な提案、施策をぜひ進めて行っていただきたいと、そういう具合に思います。

それでは、3点目のクリーンセンターについてお伺いしたいと思います。これは、ごみの減量化を進めて維持管理削減を進めて行ってほしいということですが、今後の課題として、ごみの削減とかそういったものについてはどういう計画があるのか、まず最初にお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ここ3年間のごみの全体搬入量を申し上げますと、平成23年度が2万5千596トン、平成24年度が2万5千230トン、平成25年度が2万5千181トンとなっており、徐々に減少傾向にあります。

可燃ごみだけを申し上げますと、平成23年度が2万259トン、平成24年度が2万445トンと、平成24年度までは増となっておりましたが、平成25年度では2万414トンと減少しております。

これらごみ処理に伴い要した維持修繕経費につきましては、平成23年度が1億744万7千85円、平成24年度1億2千129万3千20円、平成25年度1億653万7千200円となっており、いずれの年度も修繕計画と比較いたしましては、減となっております。

ごみの減量には、市民の皆様のご協力が欠かせないことから、広報やちまたや各種団体行事などを利用して、ごみの分別のご協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、今年9月1日からは、他市町村からのごみを排除するため、場内において直接搬入者の住所等を免許証や健康保険証などにより確認し、確認のとれない方のごみを受け入れないこととした結果、搬入台数の減少が見られ、一定のごみの減量効果が得られてきております。

○右山正美君

ごみの減量化では、延命措置と維持管理の削減、これにつながっていくということは、もう言うまでもないことでもあります。市外の方々のごみの減量というのは、もう確実に実績が上がっていますね。相当なものですね、これね。本当に。それと同時に、生ごみとかあるいはその他紙、そういったものも充実してごみの減量化、これは進めていく必要があると思います。

それと、今市外のごみの問題が出ましたけれど、この市外のごみを今検査しているのは、市の職員が、あの寒い中を表に立って2名体制で免許証の確認をしているわけですね。寒風の中で、あそこは全く山がないですから、風がきたりとか、今日なんかは大変なんでしょうけれど、これは男性、女性問わずそういった監視体制に入ったわけですが、この体制をちょ

っと変えていかないと、管理体制については職員が2名でやっているということは、これはこれで大変ではないかというふうに思うのですけれど、その問題について簡単に、どのように考えているのか。これは市長がお答えになりますか。それとも担当課。

○経済環境部長（吉野輝美君）

ごみの減量化ということで、9月1日から監視体制ということで始めておりますが、現在10名で実施しております確認についてですが、住所とごみの発生場所等を確認するほか、一般廃棄物、これは家庭ごみあるいは事業ごみか等の確認をしております。不審と思われる搬入車両は順次序列から外れていただきまして、詳しく確認をする場合もあります。

それらで対応しておりますが、どうしても職員が確認する必要がございますので、これらの確認によって他市町村からの搬入がなくなる、または、議員のご質問のとおり、カメラ等の内容もありますが、体制については、カメラあるいは効率化も含める中で方法等を検討していきたいと考えています。

○右山正美君

あの寒い中で、職員が二人で、男性も女性も手を出して立っているというのは、これは大変なことですね。だから、カメラとかいろいろとそういった問題も早急に対応していただきたいと、これを申し上げて、私の質問とします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議中にはありますが、ここで、昼食のためしばらく休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、まず誰もが安心して利用できる介護保険制度にということで質問いたします。

政府は、消費税を導入したときから、高齢者が増えるから消費税が必要であると説明してまいりました。しかし、1989年から24年間、国民が支払った消費税の累計額264兆円のうち、累計で246兆円が大企業の減税の穴埋めにされてきました。今年4月に消費税を8パーセントに引き上げる一方、年金引き下げ、70歳以上の医療費を段階的に2割に引き上げるなど、社会保障を軒並み改悪するスケジュールが目白押しです。

介護保険制度については、制度見直しのたびに改悪され、次期第6期介護保険事業の見直しは、制度が始まって以来の最大のものであると言われております。今まで以上に、さらに保険あって介護なしの制度になりかねません。市民の方々から、保険料が高過ぎる、介護が必

要になっても受けないので保険料を払いたくないという声上がるのも当然ではないでしょうか。

誰もが安心して利用できる制度にするために、まず、制度改定による市民への影響について、要支援者に対する通所、訪問介護サービスはどのようになるのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

介護保険法の改正に伴い、要支援認定者に対する介護保険サービスのうち、ホームヘルパーが行う身体介護や生活援助にあたる訪問介護サービスと、通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活向上のための支援を行う通所介護サービスについては、現行の介護予防給付から市町村事業である地域支援事業に移行され、市町村の実情に応じ、平成27年4月から平成29年4月までに実施することとされています。

地域支援事業に移行された場合、現行の訪問介護サービスは「訪問型サービス」として、現行の通所介護サービスは「通所型サービス」として位置付けられ、介護保険事業者により現在と同等のサービスが提供されます。このほか、「訪問型サービス」、「通所型サービス」として、現行の介護保険事業者の基準を緩和してサービス提供ができるようになり、将来的には、住民主体によるサービスも可能となり、市町村の実情に応じて、サービスの内容や利用料を決めることができ、多様なサービスを行うことができます。

本市におきましても、地域支援事業への移行に向け、まずは、介護保険事業者やNPO、ボランティア等の社会資源の把握に努め、期間内に移行できるように取り組んでいきたいと考えております。

○京増藤江君

今、市長の答弁では、今度の改定によって多様なサービスを提供できるようになると、そして八街市でも取り組んでいくんだと、そういう答弁であったと思うのですが、大変これは現実的には厳しい。八街市にとっても多くの市町村にとっても、事業の移行というのは自治体にとって厳しいというのが、中央社会保険協会の11月での発表、全国市町村介護保険緊急アンケートの結果では、こう書いてあります。医療・介護法に基づき、要支援1・2の訪問介護・通所介護を市区町村に移行することについて、9割の自治体から、見通しが立たないと回答があったと報告しています。見通しが立たない理由について、都市部と過疎地域の双方の自治体は、担い手を確保できない、財源不足であると、この2点を挙げています。八街市においても、財源不足は明らかです。担当課としては一生懸命頑張っておりますけれど、絵に描いた餅になりかねない、これが現状ではないでしょうか。

市町村に事業を移行するのであれば、国はその財源を保証すべきであり、市としては国に要求すべきであると思うのですが、財源については、市はどのように考えておられるのか、伺います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

お答えいたします。

財源の問題でございますが、今まで介護保険制度全体の中の介護予防給付費の方で予防サービスの方は支出しておりましたが、今度は、介護保険制度、同じ制度の中の地域支援事業費からの支出になりますので、財源的には大きな財源は変わらないと思いますので、問題ないと考えております。

○京増藤江君

今までのようなサービスを行うにあたって、財源には心配がないというようなお答えです。本当にそのようであってほしいと思いますけれど、何だか、さまざまな地域の自治体の回答と八街市の回答と比較すると、随分楽観的なような気がいたしますけれど、ぜひそれは今までと変わらないサービスがきちんとできるようにということで、やっていただきたいと思っております。

次に、特別養護老人ホームへの入所制限についてです。

次期制度からは、要介護1・2の人を原則的として特別養護老人ホームに入所させないとしています。本当に高齢者の生存権をどう考えているのかと、私は大変疑問でありますけれど、平成25年度における特別養護老人ホーム入所者のうち要介護1・2の人は496人、17.1パーセントとなっており、前年度と比較すると4.1パーセント増えています。在宅生活を継続できないから入所しているわけですが、現在入所されている人は入所を保証されるとしておりますけれど、今後、要介護1・2の方々が入れないとなると、今度は在宅生活を八街市の責任で保証しなければならない。それについて、どのように対応するのか伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特別養護老人ホームにつきましては、平成27年4月1日以降、新たに入所する方につきまして、原則要介護3以上が対象となります。これは、重度の介護状態で入所を希望しながら在宅での生活を余儀なくされている高齢者の存在を踏まえ、在宅生活が困難な中・重度の要介護高齢者を支える施設として重点化するという趣旨でございます。

しかしながら、要介護1または要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、在宅生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、各施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められることとなっております。この特例入所の判断にあたっては、主体が各施設であることから、透明かつ公平な運用が必要となるため、各市町村や各施設間の判断基準に大きな差異が出ないよう、特例入所に係る国の指針の骨子案が示されているところでございます。また、判定手続におきましては、市町村間の適切な関与が求められていることから、今後は、各施設に対する意見表明の方法につきまして検討してまいります。

本市におきましても、この国からの指針に基づき、透明かつ公平な運用を図ってまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今の答弁についても、特例的に入所させるんだということで、市長としてはあまり深刻に考えておられないような気がします。しかし、現在要介護1・2の方が入所されている。この方々は、決して特例的に入所させるというような、そういう状況の方ではないと思います。やはり、日常的に家庭で暮らせない、だからこそ入所されていると思われるんですよ。ですから、今後とも要介護1・2の人が特例的に入所させると、これではとても生きていけないと思いますよ。それについて、特例的に入所させるから大丈夫なんだと、こんな楽天的な考えでは、私は高齢者の暮らしは守れないと思うのですけれど、この点についてどうお考えでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

市長からの答弁がございましたが、要介護1または要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、在宅生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与のもと、各施設ごとに設置している入所判定委員会を経まして、特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められることとなっております。

このやむを得ない事情というのを具体的に申し上げますと、認知症であることにより、日常生活に支障を来すような病状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。また、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。単身世帯である同居親族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。

以上が国からの指針、骨子案として示されておりますので、今後の運用につきましては、市内に施設を有する社会福祉法人と協議を重ねまして、透明かつ公平な運用を行い、市町村間や施設間の判断基準に大きな差異が出ないように努めてまいりたいと考えております。

また、要介護1・2の方の介護サービスにつきましては、今までどおり対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

市長と同じような答弁でございますけれど、中身を詳しく答弁されたわけでございますけれど、今、要介護1・2の方々が特別養護老人ホームに入っておられる。この方々は、ただ単に入っているのではないです。在宅生活が困難だから入っておられるのでしょうか。私はそう思いますけれど、現在要介護1・2の、入所されているこの方々の状況がどうなのか、伺います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

現在入っておられます1・2の方、こちらの方の状態まで詳しくは今手元に資料がございませんが、直近、平成26年9月末現在で申し上げますと、要介護1の方が11人、要介護2の方が37人、施設全体では270人入っております。1・2の方の占める割合が約17

パーセントとなっている状況でございます。

○京増藤江君

この17パーセントの方々は、やはり在宅で暮らせない、そういう理由のもとに入所されているわけですよ。ただ単に、家庭で暮らせるんだけど入れてあげましょと、そんなことはあり得ない。ですから、こういう方々は、これからは特別な事情がなきゃいけない。特例的に入所させる。本当に生きていけないですよ。ただただ国の方針に沿ってやっていくということでは許されない。市長も何回ももうおっしゃっているように、市民のみんなが安心して暮らせる街にしていくという点では、この介護保険全体の問題がもう改悪の一点ばりですけど、施設に入れないというのは大問題ですよ、これから。生きていけない、そういう状況を国の言うままにしていいいのかということでは、私はこれはただ言いなりになってはいけません。これは全国的に自治体が国に物申さなければいけないと思いますので、ぜひそのように国に、国民の生存権を保障する立場から、国の責任を果たすよう国に要求していただきたい。そう思います。

次に、低所得の施設利用者の居住費、食費の補助（補足給付）についてでございます。

市民から、年金で入れる施設が欲しいという切実な声が上がっています。低所得の施設利用者にとって、居住費・食費の補足給付は必要不可欠です。本市の状況はどうか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現行では、住民税非課税世帯の利用者につきまして、申請に基づき食費・居住費を補助する特定入所者介護サービス費を支給しており、今後もこの点について継続してまいります。

しかしながら、特定入所者介護サービス費は、本来の給付と異なった福祉的な性格を持っており、食費や居住費を負担して在宅生活を送っている方との公平性を図る必要があり、また、預貯金などを保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正する必要があるといった観点から、配偶者が住民税課税者である場合には、平成27年8月から特定入所者介護サービス費の対象外とするように見直されるものがあります。

○京増藤江君

内容はわかりましたけれど、八街市のこの施設入所者の中で、この補足給付費が必要だから利用されていると思うのですが、今度これがなくなったら困る方がたくさんいらっしゃるんじゃないですか。国民年金月額平均で4万5千円から5万円の方々、こういう方々の補足給付をなくしたら、施設で暮らすことができないじゃないですか。

そういうところで、八街市の補足給付の状況はどうかとお伺いしているのですが、八街市ではこの補足給付が削られる、そういう方々はどのくらいおられると予想されているのか、お聞きします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

低所得者の施設利用者の居住費・食費の補足給付につきましては、多額の預貯金を保有している等の者ではない限り、引き続きまして現行制度の継続を進めていく予定でございますので、本市におきましては、そんなに大きな影響はないのではないかとこのように考えております。

○京増藤江君

八街市の入所者については今のところ影響はないと、そういう答弁だったんですけど、本当に高齢者の皆さん、私たちもそうですけれど、やはり生活が大変になったときにも、ほかの人に迷惑をかけたくないということで、無駄遣いをしないで一生懸命少しでも貯金をしていきたい、そういう思いで生活をしております。私もしておりますし、市民の方々もそのようにおっしゃっています。ですから、本当に今の政府のやり方は、人の懐に手を突っ込んで何でも調べる。それを当たり前のような形でやろうとしておりますけれど、こういう所得が低い方々まで犠牲にしていく。それではもう社会保障の意味がない。この介護保険制度の改悪そのものが、全く国民のためではない。先ほども申し上げましたけれど、消費税を国民には押しつけてきましたが、そのほとんどが大企業の法人税の穴埋めにされているようなものですから、八街市としても社会保障をきちんと充実していく、そういう立場で、国の言いなりになる方向だけじゃなくて、市民の幸せはどうあるべきかということで、私は考えていただきたいなと思います。

その点については、介護保険料が払えなければサービスも利用できないと、そういう方々もおられるわけですが、次期制度については、保険料については所得段階を増やして、低所得者への負担減を検討すると、これも国の方針に従うんだと、6月議会で市長は答弁されました。保険料を滞納すればサービスの利用も制限されるわけですから、保険料、利用料について、私は市独自の減免が必要だと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

利用料の市独自の減免については、現在のところ考えておりませんが、利用者負担の軽減を図るための高額介護サービス費の支給や特定入所者介護サービス費の支給によりまして、現行制度においても、所得の低い方に対しまして制度的配慮はなされていると考えておりますので、次期計画期間内においても、国の制度に準じた利用料の軽減措置を実施していきたいと考えております。

また、保険料の減免につきましても、従前どおり、本市の介護保険料減免取扱基準に従いまして、対応していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

国民健康保険税も払えない、そういう方も大変多い。介護保険料についても高過ぎるという中では、私は、本当に利用できる減免制度をぜひつくってほしいと、要望しておきたいと思います。

次に、障害者控除についてなんですが、障害者控除、そして特別障害者控除について、対

象者に周知徹底が必要だと思っておりますけれども、課税者393人に対し、障害者認定は100件となっておりますけれども、漏れはないのか。また、わかりやすい文面で、窓口にもその旨を書いた文書を置くよう求めますが、いかがですか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

所得税法施行令等に基づく障害者控除の対象者につきましては、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を有している方及び児童相談所等で知的障害者と判定された方、または障害の程度が手帳等所持者に準ずる者として市町村長が認定した方が対象となり、その程度により所得税及び市県民税の「障害者控除」または「特別障害者控除」が受けられることになっております。

本市では、介護保険制度による介護認定審査に用いる障害及び認知症高齢者自立度により、障害の程度が手帳等所持者に準ずると認定された65歳以上の方に、税控除に必要な障害者控除対象者認定書の交付を行っております。この認定書は、身体障害者手帳等所持者は交付対象外としていたものでございますが、本年より要介護認定等を受け交付基準を満たしている方には、手帳等の有無にかかわらず、認定書を交付することに基準変更したところでございます。

障害者控除対象者認定書交付の周知につきましては、要介護認定等を受けた方への決定通知書発送時の同封資料や相談時の窓口説明資料へ掲載するとともに、市ホームページの「くらしの情報」に通年で掲載しており、確定申告前には広報やちまたを通じさらなる周知の徹底を図っているところであります。

今後も障害者控除対象者認定書交付の対象となる方が、その内容をより理解できるよう広報を心がけてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

詳しく述べていただいたのですが、確かにこれは市長にも大変お世話になりまして、市民の方が喜ばれているということで、今後は、この制度を利用できる方が漏れないような、そういうふうにさらに努力をお願いしたいと思います。

次に、国保についてですが、低所得者等に対する市独自の国民健康保険税軽減施策の拡充についてなんですけれども、国民健康保険税第77条により、八街市でも、貧困により生活のため公費の援助を受け、また受けるに相当するときに、国民健康保険税減免制度を利用できるとしております。私はこの間、この問題を取り上げてまいりましたけれども、低所得世帯に対しこの減免制度適用はどのような状態なのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業は、保険税等の収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができないため、支出に応じた収入を確保する必要があります。また、受益者負担という観点から、必要となる費用を国民健康保険に加入する被保険者の皆さんにおいて応分の負担で賄うのが

原則であります。

本市における国民健康保険税財政につきましては、高齢化の進行や医療の高度化等の要因により、医療給付費等の支出が年々増加している一方で、無職者や低所得者層の増加によって保険税調定額が減少するなど、逼迫した状況であります。

現在、国民健康保険税につきましては応能負担部分と応益負担部分で課税しておりますが、このうち応益負担部分につきましては、低所得者層においては、世帯全員の所得の申告が必要となりますが、その所得区分に応じまして、7割・5割・2割の法定軽減措置を適用しております。

この法定軽減部分におきましては、国や県からの基盤安定交付金等の財政支援があり、保険税負担を和らげる制度がとられております。さらに、保険税負担を軽減する対策の1つとして、八街市国民健康保険税条例及び八街市国民健康保険税減免要綱にのっとり、災害に遭われた方などに対する減免措置があります。

この減免制度適用にあたりましては、納税者個々の生活実態等を確認した上で判断することとなりますが、納付が困難な場合は、まず納税相談に来庁いただきたいと思いますと考えております。

○京増藤江君

これは何回も国民健康保険税についてはやっておりますけれど、7割、5割、2割と軽減されていても払えない世帯がたくさんあると。朝日新聞などにも書いてありましたけれど、全国的に、軽減されていても払えない世帯が大変増えているというふうに報道されております。特に、7割軽減されていても払えないわけですよ。八街市でも7割軽減されていても6割ぐらいの方々が払えない。そういう状況が出ているわけですから、所得が低いために払いきれない世帯についてはきちんと、災害に遭ったときだけではなく、その状況によって、貧困によりというところをしっかりと受け止めて、減免制度適用をすべきだと思います。これがやってもらえるという可能性があるならば、住民の方も相談もしやすい。逆に相談に来やすいのではないかと思いますよ。このことも何回も質問させていただいておりますけれど、ただただ払うために相談に来なさいといっても、なかなかそれが難しいわけですから、今度はちょっと違う方向も取り入れていただきたいと思います。

次に、時間がないので、安心して医療を受けられる施策の充実、施策の拡充についてなんですが、国民健康保険税法第44条に基づき、医療費一部負担金、この負担金の免除制度、これもなかなか利用できないということで、時間がないので、私は飛ばして、ちょっと質問させていただきたいのですけれど、やはり、国民健康保険税をなかなか払えない方々は、医療費も払いきれないそういう状況があると思うのです。今、議会に提出されている国民健康保険特別会計補正予算の中で、高額療養費約1億5千300万円増額予算となっています。こういうことも、早期治療がなされていれば、高額療養費はこんなに増えなくて済むのではないかと、私は想像するのですが、お金がないために受診できない世帯に対し、早目に無料低額診療なども紹介する必要があるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（石川孝夫君）

無料低額診療制度ということですが、この無料低額診療制度というのは、低所得者などに対しまして、医療機関が無料または低額な料金によって診療を行うという事業でありまして、そのような方がおみえになりまして、納税者の方というか、市民の方から相談があれば、そういう制度があるということはお答えしたいとは思いますが、病院においてそれが無料になるか、減免になるかというのは、病院の方のまた審査があるわけですから、うちの方で積極的に紹介するということは、議員さんがおっしゃるようにはできないというふうに考えております。

○京増藤江君

国民健康保険税を払いきれない方々は、病気でもなかなか病院に行けない、こういう現実があるわけですから、当然病気は悪化させないために、あらゆる方策をとりながら、私はやってほしいと思うのです。それで、減らされてきた国の補助金をもとに戻すよう要求すべきであるし、政府は、高齢者の増加を理由に介護や医療の費用を削減する一方です。しかし、日本共産党は、消費税に頼らずに国の財政を立て直しながら、社会保障を充実できますよという別の道を示しておりますので、ぜひこの別の道も参考にさせていただきたいと思っております。

それで、最後に新氷川踏切周辺道路の安全対策についてお伺いします。

この新氷川踏切は危険な踏切であると、私は何回も議会で取り上げてまいりました。そして市長も認識されているわけなんですけれど、今回、この踏切脇に新たな道路が新設されました。あそこを使っておられる方々、かなり踏切から離れている方々も、どうなっているの、市は、というふうに大変疑問の声が出されておりますが、安全確保をどうするのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の道路につきましては、開発行為に伴い、民間事業により整備された道路でございます。新氷川踏切周辺道路の安全対策につきましては、道路を含めた大規模な踏切改良が必要となり、今年9月の定例会でも答弁させていただきましたとおり、整備には多額の予算が必要となることから、早急な踏切改良等は難しいものと考えております。

現在、県公安委員会と市道一区50号線の拡幅について協議を行っておりますが、あわせて新氷川踏切周辺の安全対策につきましても協議・相談を行い、通行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

あの踏切は通学路でもあるんですよ。本当に危険です。それで、小学校1年生になった子も、カンカンと鳴って、その踏切の中で立ち往生しちゃうということもあるようなそういう踏切。そしてもう何回も過去に事故が起きている。中学生も重傷を負ったこともある。市長もわかりきっているそういう道路に、今のような淡々とした答弁では、安全が確保できるとは、とても思いませんよ。実際にもう今までに何回も事故が起きているわけですから、1件

も起こさせないという、私は覚悟が必要だと思います。

今までさえ事故が何回も起きているわけですから、あれによってさらに事故が起きると、それを心配されているわけです、住民の方々が。それについて、特別な対策が私は必要だと思いますよ。その対策をどうするのか、具体的に示していただきたいと思います。

○建設部長（武井義行君）

新氷川踏切付近で今回新設された道路につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、民間事業により新たに設置された道路でございます。この事業の、計画する段階で、踏切からその交差点までは、今現状12メートルほど離れているということですが、事業者の方が自主的に、当初はもっと近かったのですが、それを離していただいたということもあるというふうに伺っております。

市といたしましては、的確な隅切りをとっていただく、それで視界をちゃんと確保していただくという中で、安全確保に努めていただくというような指導は行ったところでございます。また、これまでも看板等による注意喚起を行ってきたところなんです、引き続き、新たにもっと見えやすいような看板とかそういった形での注意喚起というのを行っていきたいと考えております。

○京増藤江君

この踏切は職員の皆さんもよくご存じだと思うんですよ。踏切の上で立ち往生して、今本当に譲ってくれない場合もありますから、踏切のところで待っているうちに電車の遮断機が下りてしまったと、こういうことも何回もあるわけですよ。その上さらにそういう道路を新設したんですよ。これは、本当に市民の皆さんが心配しているのと、今の答弁の中では、まるっきりその深刻さに対する対策の決意というか、必然性が伝わってこない。もっと市としてどうするのかと。許可してしまったわけでしょう。本当にその許可をする意味が、市民の皆さんにはわからないわけですよ。許可するのであれば、絶対に事故を起こさせない、その方策をどうとるのかという点で、私はこの議会できちんと答弁をいただきたいと思いますので、もう一回、どうするのか、お伺いします。

○建設部長（武井義行君）

確かにこの交差点、踏切に関しましては、道路が斜めに入ってくるとかいろんな、また踏切と道路の高さが大分違うとかということで、複雑な形状になっております。根本的に解消するというのであれば、踏切の位置を付け替えるとか、そういったことも実は検討はしたところでございますけれども、今申し上げましたように、踏切と道路が1メートル近く段差がまずある。それと道路と踏切がすごく近接していて、車がそこに滞留するスペースがなかなか設けられないということで、大変その辺が技術的にも難しい課題となっております。

そういったことを含めまして、当然、JRとの協議もしなきゃいけないのですが、公安委員会等からもいろいろ意見も聞いた中で、安全対策というものは進めていきたいというふうに考えています。

○京増藤江君

今の答弁にもありましたけれど、大変難しい踏切だということは、重々理解されていますよね。それで、それを公安の方も許可したということなんですけれど、幾ら公安が許可したと言われても市民の皆さんは納得しないわけですよ。安全はどうするんだと、恐ろしいんですよ。

だから、市民の立場に立って、事故を絶対に起こさせない、安全にわたらせる。子どもたちの朝の通学時間を見えていますか。どれだけ子どもたちが通っていくか。線路沿いに子どもたちが来る、直角にも行く、そして、向こうからも来る、めちゃくちゃですよ。あんなところに、ああいう道路の付け方をする。本当に信じられない。市民の皆さんが、あの道路はどうするのかと日夜心配されるのは当然だと思いますよ。その点について、今後どう応えていくのか、お答えください。

○建設部長（武井義行君）

先ほども答弁いたしましたとおり、関係機関からいろいろと意見を頂戴したりしながら、最善の策というものを検討してまいりたいというふうに考えています。

○京増藤江君

よく聞こえないのですけれど、関係機関と協議をこれからもされるのですか。いつ開設になって、そして、いつ協議するのか、お伺いします。

○建設部長（武井義行君）

日程については、いつということはありません。早急に実施したいと思っています。

○京増藤江君

やはり、これは命に関わることですから、本当にもう早急にやっていただきたい。そして、安全でなければ、あの道はどうするのかと、そこまで考えるべき、そういう道だと思います。わざわざあんなところに道を入れる。どんな困難であっても違う道のやり方って、私はあったのではないかと思いますので、引き続き……。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時52分)

(再開 午後 2時02分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

それでは、改革クラブの桜田秀雄でございます。

私は、市長の政治姿勢、2点目に経費削減問題、3点目に市のキャラクター問題、4点目に道路の問題についてご質問をいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢。２期目の市政運営についてお伺いをいたします。

さきの市長選挙、無投票ということで、市長の２期目の抱負あるいは政策などについて語る機会が失われました。市民との対話が必要ではないか、このように思うわけですが、市長はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

また、選挙後の報道で、公園の整備について触れられております。市営富士見住宅跡地の活用についてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

質問の２点目は、経費削減についてであります。

質問要旨１の選挙公費の見直しについて。

- ①今回の市長選挙の収支はどのようになっているのか。
- ②選挙ポスター経費の請求額はどのようになっているのか。
- ③選挙ポスター作成経費について、上限額の削減が必要であると思うが、いかがか。

また、④の市内の印刷事業者はアベノミクスの恩恵を受けているとは言えず、厳しい経営状態にあります。ポスター作成委託契約を市内の事業者に限定し、市内事業者の振興に努めるべきと思いますが、いかがか。

質問の３点目は、市キャラクター使用要綱の見直しについてお伺いいたします。

- ①キャラクターの使用状況はどのようになっているのか。
- ②使用料を廃止、落花生業者への無料開放すべきと思うが、いかがか。また、議員は使用を制限されておりますけれども、議員は町のセールスマンであり、使用の解禁を求めるがいかがか、お伺いをいたします。

最後の質問は、道路問題であります。

要旨１の市道三区４３号線ですが、ガス管の敷設に伴い道路の形況が変形、正面衝突の危険性が増大したという声があります。私もそのように考えております。また、タクシー会社横の住宅について、ガス管敷設の際、市道の嵩上げによりまして排水が困難になり、居住住民が苦悩されております。市道側に浸透式側溝の整備を求めるがいかがか、お伺いをいたします。

要旨２の市道四区２２号線、これは中央中学校付近でございますけれども、道路が大変に狭い砂利道でございます。周辺住民の高齢化あるいは車椅子での通行は大変に苦労されております。簡易な舗装を求める声がありますけれども、整備計画はあるのかどうかお伺いをし、第１回目の質問を終わります。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項１、市長の政治姿勢について、答弁いたします。

(１) ①ですが、私の市政運営にあたっての基本理念は、市民の皆様をできるだけ多く拝聴し、市民の皆様との協働により八街市の街づくりをすることでございます。

故郷として愛着の持てる住んでよかったとだけ思っただけのような、よりよい八街市の実現のためには、各界各層さまざまな分野の市民の皆様が、それぞれの立場で市政運営に参画・関与することにより、街づくりの当事者としての意識を持っていただくこと、そのため

には、市民皆様の声は何より重要であると考えているからでございます。

このことから、私は市長就任以来、市民の皆様との対話を大切に、各区の総会に出席するなど、さまざまな形で対話を実践してまいりました。また、この対話を通じての要望や提言については、真摯に耳を傾け、誠意を持って対応してまいったところでございます。

2期目の市政運営にあたりましても、この基本的な姿勢は変更ございません。私の2期目に向けての市政運営をどのように市民の皆様理解していただくかという点につきましては、今後におきましても、さまざまな機会を捉えた中で、私の考えをお伝えしてまいりたいと考えております

次に、②ですが、富士見団地の現在の状況を申し上げますと、本年10月31日に集会所1棟と住宅2棟の取り壊し工事が完了いたしました。現在、入居している3棟の住宅が点在しているため、残さなければならない道路や地下埋設物の取り扱いなどについて、関係機関と協議している段階でございます。

前回9月定例会の一般質問でも答弁いたしましたとおり、用途廃止にする区域の形状が決まり次第、今後の活用方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 市キャラクターについて答弁いたします。

(1) ①ですが、本市では、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱を制定しており、この要綱に基づくピーちゃん・ナツちゃんの平成25年度の使用状況としましては、官公庁の使用が36件、市内の使用が28件、市外の使用が21件、合計85件でございました。

各項目ごとの内訳としましては、刊行物が8件、書籍・雑誌・新聞・メディア等が18件、チラシ・パンフレット・ポスター等が22件、啓発物・景品等が17件、商品・広告等が6件、その他が14件でございました。

また、今年度11月末までの使用状況につきましては、官公庁の使用が31件、市内の使用が22件、市外の使用が5件、合計58件でございました。

各項目ごとの内訳としては、刊行物が7件、書籍・雑誌・新聞・メディア等が5件、チラシ・パンフレット・ポスター等が19件、啓発物・景品等が5件、商品・広告等が4件、その他が18件でございました。

次に②ですが、本市では、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱を制定し、原則3パーセントの使用料をいただくことになっておりますが、当分の間は、市内事業者または市民の皆さんの使用料につきましては、免除する規定となっております。

このことから、市内の落花生業者などから営利を目的に使用申請の提出があっても、使用料をいただくことはございません。ピーちゃん・ナツちゃんの活用につきましては、積極的に活用いただきたいことから、商工会議所を通じまして、会員の皆さんに周知をしていただいております。

また、議員の皆様キャラクターの使用解禁についてのご質問でございますが、要綱には、

使用の制限がございまして、「法令に違反し、または公序良俗に反するおそれのあるもの」、「政治的、または宗教的な目的を有するもの」、「不当な利益を得るために利用されるもの」、「市やキャラクターのイメージを損なうおそれのあるもの」、「八街市暴力団排除条例その他法令の規定による暴力団、または暴力団員等と認められる場合」、「市税等に滞納がある場合」などであり、多くの自治体でも同様の規定となっております。

政治的な目的の使用制限となっておりますが、市のイメージキャラクターは、無体財産であり、公有財産であることから、イメージキャラクターであっても中立性が求められるものと思われまますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項4、道路問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、ご指摘の箇所は、ガス管敷設工事により仮設道路から既存の道路形状に戻す復旧工事をガス業者が施工いたしました。道路の形状変更は行っておりません。また、正面衝突の危険が増大したとのことですが、現地を再調査し、危険性が確認された箇所につきましては、路面表示の設置や注意喚起の看板などについて、検討してまいりたいと考えております。

次に、②ですが、当該路線は、現状では流末が確保されていないため、道路側溝が設置されておらず、側溝を整備するには流末までの整備が必要不可欠であり、排水経路の用地確保や施設整備に多額の費用を要することから、抜本的な改善は難しいものと考えております。

当該箇所の排水問題につきましては、今後の財政状況等、優先順位を勘案しながら、有効的な改善策について、調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)ですが、市道四区22号線につきましては、主に、周辺住民の方々が生活道路として利用されている幅員の狭い未舗装道路であります。当該路線の整備につきましては、区や学校・PTAなどからの要望状況や、市全体の優先順位などを考慮するとともに、財政状況を勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

質問事項2、経費削減問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、主な支出といたしましては、職員の時間外手当が79万615円、消耗品費が、候補者用標示物、選挙運動用ビラ証紙、啓発用消耗品等で92万1千952円、印刷製本費が、市長選挙用投票用紙及び入場整理券印刷等で64万4千652円、委託料が、選挙公営ポスター掲示場の設置及び撤去で156万6千604円、負担金が、ポスター印刷代、ビラの作成等の公費負担で31万8千128円とございまして、支出の見込額は506万8千775円とございます。

次に、②ですが、17万1千342円とございます。

次に、③ですが、選挙における公費負担につきましては、候補者の資金力の有無にかかわらず、公平・公正な選挙を実現するため、候補者の費用負担を減らし、平等に選挙運動ができるよう、本市においても、千葉県及び県内市区と同様に、公職選挙法の規定におきまして、国政選挙に準じて条例により公費負担ができることを規定しております。

本市のポスター作成費は、市内の公営ポスター掲示場167カ所、167枚につきまして、公職選挙法の算定方法により、38万7千273円を上限としております。このように公費負担に上限はございますが、ポスター作成方法や製作にかかる費用について制限するものではございません。したがって、選挙に際しまして、どのようなポスターを作成し、その製作にどの程度の費用をかけるかは、候補者が自由に決定すべきものであり、これを尊重すべきものと考えます。

選挙運動用ポスターは、認められた範囲の中で、さまざまな工夫を凝らし作成されており、サイズなど一部を除き製作の基準がないこと、印刷事業者の規模または技術力、印刷の方法などにより単価が異なることから、市場調査を実施し、適正価格を求めることは、困難なものと考えますので、現時点では、選挙ポスター作成額の上限額を改正することは考えておりません。

しかしながら、本市の財政状況を勘案しまして、立候補説明会におきまして、大切な公金でありますことを認識していただき、公費負担につきまして、経費削減に努めていただくようお願いしているところでございます。

次に、④ですが、選挙ポスター作成につきましては、候補者が、個々に業者を選定し、契約するものであることから、市内業者に制限することはできないものと考えます。しかしながら、市内業者育成という観点から、市内業者を活用していただきたいと思っております。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時26分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○桜田秀雄君

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目の市長の政治姿勢でございます。

八街の市長選挙と機を同じくして松戸市で市議会議員の選挙がございました。定員44名のところに60名が立候補し、競い合う選挙戦でした。志を同じくする仲間が複数立候補しておりましたので、当選をさせていただきましたけれども、激励に行ってまいりました。柏市には全盲の市議会議員がおられます。全く目が見えない議員でございます。この方と二人で街頭演説を行いながら、活力のある街というのは、やはりこういう競い合うところから生まれてくるんだということを、肌で感じ取ったわけでございます。また、立候補者の中には、難病であるALS（筋萎縮性狭窄硬化症）で闘病中で、この候補者は、支持者の皆さんに支えながら、声帯補助器を使いながら選挙戦を戦っていました。本当に感動したわけでございます。

地方政治というのは、市長も議員も直接住民の選挙で選ばれ、二元代表制のもとで行われていることは、皆さんもご存じのとおりでございます。4年に一度の市長選挙、街づくりのビジョンをお示しし、住民の皆さんに民意を問うのは、政治家としての責任であります。また、競い合い、切磋琢磨する環境がなければ、よい市政運営は望めず、街の活性化という観点から考えても、無投票は絶対にあってはならないというのが、私の政治信条です。残念ながら、子どものアクシデントに見舞われ、親として対応するのは当然。そうした立場から立候補を辞退させていただきました。辞退後、思いも寄らない方々から、残念という言葉とともに、励ましの言葉をいただきました。無投票という結果に対し、市民の皆さんに対し、この場をおかりし、心からおわびを申し上げる次第です。

先月の議案の提案に先立ちまして、2期目に向けた所信を明らかにされました。また、各派の代表質問に対する答弁の中で、抱負なり政策、課題等についてお話がありました。やはり、市民の皆さんと直接市長の言葉で政策等について語りかける、こういう機会を設けるべきであろうと、私は思います。

今までもいろんな対話集會に市長は臨まれてきました。しかし、一般市民を対象にして、ぜひともこうした対話集會をこれから定期的に開いていただきたい。このことを要望するわけでございますけれども、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げたとおりでございますけれども、私は各区の総会に呼ばれまして、出席して挨拶等々をしております。これからも、全区とは言いませんけれども、区長さんを通じましてご案内がありましたら、私の今の市政の街づくりについて、あるいは今の市の現況について等々、挨拶を兼ねながら区の中で報告してまいりたいというふうに思っております。

なぜ区かといいますと、今、逆に区への住民、市民の関心が薄れているという状況は、議会の議員の皆さん方もご理解があると思っておりますけれども、そうした意味で市長が各区に行つて、丁寧な街づくりの説明がある、あるいはお話があるということも、これから一定の自治体の活性化に寄与できるというふうに思っておりますので、これからも積極的に区の総会あるいは区の集まりに出席してまいりたいと、そういうことで思っております。

○桜田秀雄君

私は東京に18年ほどおりました。東京にいた頃、市民のその対話、これを何よりも大切にされた美濃部東京都知事、この方と行動を長くともにしてまいりました。知事は、よく政治の基本は都民の声に耳を傾けること、議会でのやりとりは、ごらんのようにお互いに原稿を作りながらやっておりますので苦にはなりませんけれども、特に子どもたちとの対話、これについては、何が飛び出すかわからないし大いに参考になる。大変難しいしあるいは気を使った。このようなことを述べられておりました。

市長は、先月の所信表明の中で、市民の皆さんの参加と協働の街づくりを進めるために、新たな部署の創設に触れられました。市民との協働の街づくりを成功に導くためには、何とんでも、市民の皆さんに市政運営に対して共鳴をしていただく、これが何よりも不可欠で

あろう、私はこのように考えているのです。その入り口となることが市民との対話であり、対話を通じて市民の声を酌み取り、信頼を得られれば、おのずと市民との協働の街づくりの道は開かれるもの、このように思っております。

市長、大変申し訳ないのですが、今回の選挙ポスターにキャッチフレーズが書かれていたと思うのですが、ちょっと、大体のことはわかるのですけれども、どのように書かれていたか教えていただけますか。

○市長（北村新司君）

「八街市に住んでよかったと思える街づくり」ということが、私のキャッチフレーズです。

○桜田秀雄君

先ほど何人かの議員さんに聞いたんですけれども、はっきり覚えていないよなという話だったので、人のこの思い、これは人の思いであり、これは市民総意の思いでもあろうと、私は思うんですね。

そこでお伺いするのですけれども、先日、総務部長の答弁の中で、八街は大変に犯罪の多い街であると、こういうお話がありました。私は、八街の緊急課題として何点か、市民の皆さんとの話し合いの中で意思の疎通を図っていく、このことが今求められているのだらうと思うのです。そうした意味で、ぜひ市長にお願いなんです、こうしたテーマを市民の皆さんとぜひ話し合ってほしいなと思うんですね。

1つが、ご存じのように、八街駅南口自転車置場、これは大変に犯罪が多いです。県内で、地域別に見ますと、54市町村ありますけれども、この中で2番目に犯罪が多い。そのほとんどは自転車泥棒でございますけれども。

先日、夜の8時頃でしょうか、駐車場におりましたら、盗難に遭った青年が110番したようで、北口の交番のお巡りさんが見えました。お巡りさんと防犯についていろいろとお話をしたのですけれども、盗難の最も多いのは第三無料駐車場、そして、次が第二無料駐車場ということでした。防犯カメラは現在14台ほど設置をされておりますけれども、全てが第一駐車場。これは有料ですね。これにつけられておまして、最も盗難の多い第二、第三には設置をされておられません。お巡りさんの方から、個人的ではございますけれどもという前置きで、できれば第二、第三、ここにカメラを設置してほしいなと、こういうお話がありました。私も同感でございます。

犯罪多発地帯という汚名を返上するためにも、こうしたテーマもとりおいて、市民との対話をやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

先ほども申し上げましたとおり、私は、各区、特に区長を中心とした自治会を大切に思っているのです。区長さんというのは、本当にその区民のため、いろんな面で頑張っておられます。その区長さんが要請した総会には積極的に参加して、区民です、区民も市民です。その中でいろんな街づくりについて意見交換をするというのが、本当に大事だと思っています。このことは、各自治体にかつを入れる意味、それから区長を大切に、区民を大切に。

区の総会を尊重する。そういうことと相まって、逆に私は積極的に区会には参加して、区民あるいは市民の方々といろんな意見交換をしてまいりたいというふうに、今、改めて思ったところでございます。

○桜田秀雄君

市長の思いは十分わかるのですけれども、区長さんを大事にする、これは当たり前のことです。しかし、今、八街の区の加入率はごらんのように五十数パーセント、あるところでは、ひどいところでは17パーセント、こういう状況もございます。ですから、広く市民を対象にしたそうした対話が必要であろうと、私は思うんですね。ぜひ、その辺ご検討を願いたい。これは要望として申し添えておきます。

次に、選挙の公費問題についてお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、11月9日公示、市長選挙があつて、またその後に総選挙の投票日には、八街北口市、これ等もありました。そして総選挙。本当に市の職員を総動員して総選挙の執行にあたられたと、このようにお伺いをしております。そうした意味で、選挙管理委員会を含め、職員の皆さんに大変お世話になったということで、感謝を申し上げたいと、このように考えております。

八街市には、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の広報紙に関する条例というものがございまして、この規定によりまして、先ほど選挙管理委員会事務局長からお話がありましたような公費制度がございまして、印刷に要した経費について、先ほど選挙管理委員会事務局長の方から17万1千円某というお話がありました。選挙ポスター作成経費について、公営掲示板167カ所、167枚分について、現在は上限額38万7千273円まで税金で賄われているわけでありまして。

平成19年に行われました市議会議員選挙、多くの候補者がポスター作成に52万5千円かかったとして、上限額の38万7千273円を請求されております。これらのうち、次の選挙の平成23年、この選挙では、複数の候補者が作成にかかった経費は前回の半額、25万6千500円、こういうことで、同額を公費請求されておまして、公費請求額は48パーセントほど下がっております。また、平成19年の選挙では、ほとんどの候補者が上限額の38万7千273円を請求しておりましたけれども、平成23年の選挙では、上限額を請求された候補者は誰もおられませんでした。住民のご指摘をいただき、公費の使い方について一定の理解が深まったものと歓迎をしたいと、このように考えております。

先ほど選挙管理委員会から報告があつたように、今回市長も大変に、多分いろんな業者を尋ね歩いて1円でも安いところをお願いしようと、こういうことでやられたと思いますけれども、そうした意味では、大変市長の姿勢に対して共鳴をする、こういう考えでおります。

私も、前回はなるべく経費を少なくしてポスターを作りたいということで、例えばポスターのレイアウト、今はパソコンを皆さんできますから、私もできますので、レイアウトなり、あるいは写真については自分で撮って、そして印刷業者に持ち込んで、これをつくってくれと、なるべく安くつくってくれと、こういうお願いをいたしまして、前回は8万8千円某の

金でできたわけであります。

今回は、それでは一般的なポスター作成経費がどのぐらいかかるのか証明できないのではないか、こういうご指摘をいただきましたので、写真撮影を含めて全てを印刷業者をお願いをいたしました。市長選挙のポスターをつくったわけでございますけれども、上質紙でシールではがせる市長と同じような紙質だと思いますけれども、1枚当たりの単価は1千100円、総額では18万7千920円でした。前々回の平成19年、このときは市内の別な業者をお願いをしましたけれども、17万8千500円で、今回は9千420円ほど高くなっております。しかし、これは本年4月1日から消費税が5パーセントから8パーセントに上がっておりますから、ほぼ同額であろう。いわば、これが市場相場ではないかと私は考えておりますし、先ほどの市長が今回のポスターにかけた経費を考え合わせれば、やはりこの辺が相場なのではないかなと、このように思うわけでございます。

選挙管理委員会は、平成19年だったと思いますけれども、市民の信頼が揺らぐようであれば、制度の改廃もやむを得ないと考えていると、このように答弁をされております。制度については私も高く評価をしておりますので、要は、生かすも殺すも運用次第だと、私は思うんですね。市民の信頼を得られるように、先ほどは市場調査によることはできないと、公職選挙法の算定方式によってやっていくんだという話もありましたけれども、ぜひ、市場調査をしっかりとやっていただきたい。そして、適正な上限額にしていきたいと思うのですけれども、再度、選挙管理委員会事務局長のご答弁を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙における公費負担につきましては、候補者資金の有無にかかわらず公平公正な選挙を実現するための制度でございますので、ポスターの作成や製作にかかる費用、こういうものを制限することは現在のところではできないものと考えておりますので、現時点では、選挙ポスター作成費の上限を改正することは考えておりませんが、先ほども答弁いたしました、立候補者説明会等で経費削減に努めていただくよう、お願いするものでございます。

以上でございます。

○桜田秀雄君

私は、税金を使っているのですから、なぜ市場調査に合わせられないのかと思うんですね。事務局長、公職選挙法は、確かに基準があります。国から、県もそれはまねています。多くの市町村もそれに倣って今やっているわけですが、独自にやられている市町村、幾つか私も把握をしておりますけれども、選挙管理委員会事務局長の方ではそうした事例は把握されていますか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

県内では特別に上限を変えているところはないというふうに認識しておりますが、他県ではそういう事例もあるということは、認識しております。

○桜田秀雄君

これは官僚主義の最も悪い例だろうと私は思うのですけれども、事件が起こればそれに対

応する。こういう例が全国津々浦々にあります。例えば、岐阜県の山県市、選挙ポスター経費について、7名の方が水増し請求をした、こういうことで全員おやめになりました。これに基づいて、公費を全面的に見直して、市場調査にあわせた価格に設定をされております。やればできると思うのですが、再度ご答弁をお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙ポスターにつきましては、上限額を制限するものであり、その製作とか作成方法等を規制するものではないと考えますので、現時点では、上限額については変更する、改正することは考えておりません。

○桜田秀雄君

この間の問題に対する決定は誰がお持ちなんですか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙管理委員会です。

○桜田秀雄君

それはわかります。でも、事務局長は職務代理者というか、説明することはできますけれども、それを、例えばこういうふうにしますということは、事務局長は言えないんじゃないですか。言えるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

ポスター作成の上限額については、選挙管理委員会の中でお話をしまして、こういうお答えになっております。

○桜田秀雄君

私は、この問題、質問通告の際に、皆さん通告書を持っていますからご存じだと思いますけれども、選挙管理委員会委員長の出席をお願いしたいと、このように質問通告をしております。選挙管理委員会委員長の出席をお願いしたいと、このように質問通告をしております。

行政委員会の議会出席について、平成18年度の地方自治法の一部改正の中で、行政委員長は議会の求めがあれば出席をしなければならないと、このように書かれております。当然、誰を出席されるか、誰に委任するか、委託するか、これはトップの判断だろうと思いますけれども、今日は、議長にお伺いするのはおかしいのですけれども、議長の求めに応じて、私は答弁者を誰にしますかということですから、選挙管理委員会の委員長をお願いしたいと、このようにお願いをしてあります。

選挙管理委員会事務局長、議長の方からそういうお話はございましたか。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

今回の答弁につきましては、委員長の方から一任は受けております。

○桜田秀雄君

あったのか、なかったのかについて、ご答弁を願いたい。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

ございません。

○桜田秀雄君

ないということでございます。私は、かねてから、民主主義とは半分は手続論だと、このようにいつも申し上げています。私は、議長の求めにおいて、誰が答弁がいいですかというから、選挙管理委員会の責任者である、今回の質問の中心は、制度改正が主ですから、答弁のできる選挙管理委員会委員長、この方をお願いをしたいと、このようにお願いをしたわけです。今、選挙管理委員会事務局長の話だとか、そういう手続すらも今回はされていないと、こういうことなんですけれども、これは誰が答弁するのですか。なぜこうなったのか、最後に答弁するのはわかりませんが、ご答弁を願いたい。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時52分)

(再開 午後 3時14分)

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（石毛 勝君）

今の状況についてのご説明をさせていただく前に、先ほど片岡事務局長の方から、議長さんからの直接的な依頼はあったかということで、ないとお答えをしております。これにつきまして、私の方でもう一度、今、事務局といいますか、執行側の方で確認をしましたところ、12月4日付の議会の出席要求書におきまして、桜田議員さんの質問に対する答弁者として、選挙管理委員会委員長というふうになっております。これにつきまして、市執行部側から、選挙管理委員会の方に委員長の出席要求がきておりますということでお話をしたということで、選挙管理委員会で会議を開いた結果、今回の出席者につきましては、委員長から、事務局長が答弁の全権を任せるとということで、指示があったということで、私どもの方から、同日付で市の総務課行政の方から市議会議長さん宛てに、今回の第4回八街市議会定例会の出席者の名簿ということで、その中で選挙管理委員会につきましては事務局長、片岡和久ということで、市からの答弁者にはついては事務局長で行いますということで、ご回答しているということでございます。

○桜田秀雄君

了解をいたしました。

私のいところが北海道で教育長をしておりました、3月まで。こういう話をよくしたのですけれども、うちは教育長と教育委員長、両方出ているよと。そうしないと、議論が議員さんとかみ合わないよと。そういうことだと言っていました。

ホームページを調べても、平成18年の自治法改正以降は、行政委員会の会長、委員長、これが積極的に議会に出ると、こういう方向が見えてきています。改正の主なものは、今までは議会での説明のために出るんだと、そうになっていましたけれども、あれ以降は、議会の

審議に必要な説明のためと。ですから、この重みを、理事者の各行政委員会の委員長に感じてもらいたいです。そうでないと、農業行政もそうですけれども、前に私は進まないと思うんですね。事務方だけと議員でやっていたのでは。やっぱり、トップが積極的にこういうところに出てきて、私はこういう考えでいますよということを言ってくれないと、行政そのものが前に進まない。そういう思いで発言をしましたので、ぜひ、各行政委員会、なるべくそういう要請があった場合には出られるようお願いをしたいと、このことをお願いしておきます。

質問を続けます。事務局長もこれまでいろんな部署を歩いてきたと思われるのですが、街の活性化あるいは市民サービスの観点などから、市にはさまざまな助成制度あるいは補助制度などがございます。公費で賄っている事業も多々あるわけがございますけれども、そのほとんどは必要経費の何割か、あるいは中には全額補助、こうした例外があるかもしれませんが、しかし、この選挙ポスター作成については、先ほど申し上げましたように、私は市内の複数の業者に頼んで17万円から18万円、今回の選挙で市長も努力されて17万円、こういうことがございますから、もうほとんど同額、こうなっているわけですね。そういう状況の中で、枠がその倍、38万円もある。こういうことは、実態と本当にかげ離れているわけですよ。これは税金を使っているのですから、やはり市民の感情にあわせて、適正な額に変えていく。これが、これからのいわゆる地方主権と言われている時代ですから、変えていくのは、私は当然であろうと思うのです。

前回、選挙ポスター作成について住民から監査請求がありました。こんなことも受けまして、平成19年の選挙に対して、平成23年には総額250万円が削減をされました。先ほど、八街駅自転車置き場の問題についてお話をさせていただきましたけれども、仮に公費負担の上限額を20万円にしますと、防犯カメラ3台は設置できるのではないかと、これは私の計算ですけれども、そのようにやっております。来年夏には市議会議員選挙がございますので、ぜひとも選挙管理委員会の中でご議論をいただいて、前向きな施策、これを講じていただくことを要望しておきます。

次に、選挙ポスター作成、市内業者への委託限定についてでございます。

市は平成19年に、八街市が発注する小規模な建設工事及び修繕等について、八街市小規模工事請負契約等契約希望者登録要項をまとめ、設計額50万円以下の事業を市内の小規模事業者を受注させることによって、地域経済の振興と活性化に取り組んでいるわけであり、特に印刷業界は小規模事業者が多いわけがございますから、市長選挙、市議会議員選挙の際に、公費から支払われるポスター、これはそうした事業者へ委託をすれば、これが望ましいのではないかと、このように考えています。

先ほどの答弁では、なかなか難しいと思う、そのような答弁でございましたけれども、再度ご答弁をお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（片岡和久君）

選挙ポスターの作成につきましては、候補者個人が自由に業者を選定し契約するというこ

とでございますので、市内業者に限定することはできないものと考えます。

ただ、先ほども答弁しましたが、市内業者育成という観点からでは、市内の業者を使っただけだと、私個人的には思います。

○桜田秀雄君

事務局長の答えられる最大の答弁かなと思って、大変ありがたい前向きな一面もございました。

市の事業については、小規模事業に限らず、市内の事業者が関われるように、多くの議員が議会ごとに発言をされております。これは議会の総意といっても私は過言ではないと、このように思うのですが、本来、ポスター作成に関する契約は、今、事務局長が言われたように、候補者と事業者の間で行うわけでありますから、市内の事業者に委託することは、候補者の意思でどうにでもなるわけでございます。ここにおいでの方は、そうした議論の経過をこ存じでございますから、その気になれば可能なわけでございますけれども、新たに立候補しようとする皆さんはご存じありません。公費ということを考えれば、制度化をして、立候補説明会などでその趣旨を説明し、理解を求めるのが望ましい、私はこのように考えております。その辺についても、選挙管理委員会の中でぜひともご議論を願いたい。このことを要望しておきます。

次に、市キャラクター問題についてお尋ねをいたします。

キャラクターの使用は企画課、そしてぬいぐるみは商工課扱いとなっているわけでございますけれども、八街市の特産品である落花生、このパッケージなどにキャラクターの活用が見受けられません。14日に行われました「ゆるキャラ大集合」、八街駅北口に出店ですけれども、この中で山武市と栄町ですか、ブースを出店いたしました。のぞいてみましたら、いろんなものにキャラクターが付けられて販売をされておりました。私も何点か買ったわけでございますけれども、市長はトップセールスで本当に一生懸命あっちこっちへ歩かれております。しかし、現実を見ると、笛吹けど踊らず、これが偽らざる現状ではないでしょうかこの現状に対して、担当課はどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

農産物や落花生のPR活動として、ピーちゃん・ナツちゃんが参加してPR活動をしておるわけですが、そういう中で、農産物にシールのものというようなご質問ですが、そのPR活動の中でのピーちゃん・ナツちゃんの扱いにつきましては、ハンカチやそういうPR活動として必要とする資料といいますか、そういうものに掲載してPR活動に活用しているのが現状でございます。

○総務部長（石毛 勝君）

それでは、私どもは企画のサイドからのご答弁をさせていただきます。

企画課といたしましては、当然のごとく、このピーちゃん・ナツちゃんを市内だけではない。やはり市外、全国に、ピーちゃん・ナツちゃんを見たら八街市だと言っていただけのようなところまで引き上げたいというのが、常日頃思っているところでございます。

その中で、桜田議員さんがおっしゃるように、八街市から出ている品物にその絵柄がないというようなことは、市が本気でやっているのかというような疑われるところがございます。そういった面も含めまして、商工会を通じまして商工会の会員の方々には、市の要綱がこういうのがございますが、現在のところ使用については無料として使えますよというようなPRのその通知をお出ししたところでございますが、これからどんどん使っていただけるように、企画課サイドとしましてもPRをしていきたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

八街の特産品といえば落花生、八街は、根菜類を中心にいたしまして、多くの野菜が生産をされているわけでございますけれども、何といたってもキャラクターができた経緯、これは落花生に依拠すると、こういうことだろうと思います。ところが、今話があったように、多くの落花生を扱う加工業者、この商品パッケージにキャラクターはほとんど使われておりません。

11月26日、市内の24の業者に対して、なぜキャラクターの利用が進まないのか、その理由を探るために、ファクスによるアンケート調査を行いました。返ってきた件数はそれほど多くないのですけれども、そうした店については聞き取り調査をさせていただきました。

その中で見えてくるのは、景気が今あまり芳しくない。こういう中で商品のパッケージを変えろということは、原盤にお金が大変かかりますし、そうしたこともあって、なかなか利用しづらい。また、使用料金3パーセント、現実に今は当分の間ということで特例で無料ですよとなっておりますけれども、この3パーセント、今消費税は8パーセントですけれども10パーセントに上がります。そうすると、結局13パーセントが経費に上積みになっちゃうんだと。これでは将来不安でならないと。できれば、その特例を、今特例になっていましてけれども、そのもの自体を削除できないかと。いわゆる市内業者についてはですよ。そうしたことがないと使用が進まないのではないかと、こういう意見が多いように思われました。ぜひ、その辺についてご検討をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

今のご質問を受けまして、この印旛管内それぞれ自治体でキャラクターを持っております。このキャラクターの要綱等も定めていないところもあるわけでございますけれども、要綱が制定をされている中で、一応要項中、使用料が規定されているのが佐倉市と本市と栄町ということになってございます。そのほかは、使用料についてはうたっていないという中で、やはり目的をきちっと定める中で、八街市のPRとして有効にこれを使っていただくということが主であるというふうに考えますと、この要綱中のその使用料が適正なのかどうかというところは、検討しなければいけないというふうには考えてございます。

○桜田秀雄君

担当課とお話をしましたら、この例外規定、当分の間というか、外すような環境はこないだろうと言っております。多分そうだと思うのですけれども、相手方は違うわけですよ。担当課が変わればどうなるかわからないと、そういう不安があるわけですから、ここは、今

部長が言われたように、八街市の発展のために、これを大いに活用するんだという立場からすれば、市内の業者については削除すると、ここを明確にした方が、私は、市民の皆さんあるいは業界の皆さんに大いに活用していただいて、八街のイメージが大幅に改善をしていくのではないかと、このように思いますので、ぜひともご検討をお願いしておきたいと思います。

次に、議員に対するキャラクターの使用解禁でございますけれども、これは市長もご存じのように、平成25年4月1日にこの要綱ができました。議員活動報告、私は毎月やっておりますけれども、これに載せようとしたら待たがかりました。理由は、政治活動にあたるということで使用してはいけませんと、こういうお話でございます。私は、すぐ市長に面会を求めまして、私たちは市のセールスマンでありますから、ぜひキャラクターの使用を認めてほしいと、こういうお願いに上がりました。市長からは、わかりましたと、まず議会の方で意思の取りまとめをしていただけないだろうか。そうした趣旨のお話がありましたので、議会に戻し、議会にお諮りをしたのですが、議会側はその必要はないということで、拒否をされました。

先日、松戸の選挙に行つてまいりました。これは明らかに政治活動であります。ただし、しばらく振りに会った仲間からこんなことを言われました。なかなか私の名前が思い出せないと。そういう中で、あの落花生の入った名刺をくれた方ですねと言われたんですね。いわゆるピーちゃん・ナツちゃんが入った名刺ですねと、こう言われたんですね。それほどこのイメージキャラクターという役割、これは大きいんだというふうに私は思っているのです。私は、こういう経緯がございましたから、皆さんもあつたと思うのですけれども、社会福祉協議会で作りましたゆるキャラ入りのTシャツ、意地でも買いませんでした。

市長にお尋ねしたいのですが、市長はどのような名刺をお使いになっているのでしょうか。行く先々で変わっているのかと思いますけれども、その辺をご披露願えればありがたいと思うのです。

○市長（北村新司君）

直接お見せした方がいいと思うのですけれども、こういった名刺を使わせてもらっています。

○桜田秀雄君

ありがとうございます。本当に、市長自らがそういうのを率先して使っている、やっぱりこういうあるべきだろうと私も思うんですね。やはり、今の議員にもその名刺を使っていいよということになっていきますけれども、そうすると、街として整合性がとれないのではないかと、このように思うんですね。今日はどなたに会うからこの名刺、今日は生徒の関係者に会うからこの名刺、今日は宗教団体の会合に出るからこの名刺、こういうわけには私はいかないと思うんですよ。議員にその名刺を使っていいと今おっしゃっているのですから、その辺はもっと柔軟に対応していただきたいと思うのですが、その辺について伺いをいたします。

○総務部長（石毛 勝君）

先ほど来から私もご答弁していますが、イメージキャラクターということは、当然、市のマスコットであって、イメージとして八街市を代表するものというふうに考えております。その中で、議員の皆様方がピーちゃん・ナツちゃんの絵の入った名刺をお使いになる。そう使われている方も多分多数いらっしゃるかとは思いますが。その中で、これを政治的に使われるものなのかという判断というのは、それはあくまでも使われる皆様方の、こういった面で使うのかということに委ねるしかないと思うのですが、私どもとしては、政治活動として、極力それは使用していただきたくないというところでございます。

やはり、名刺交換等で八街市の議員であるということのお示しをするのは、名刺としてお使いになっているのは、これは普段からやられていることでしょうから、これはそういう判断としてはだめだということは、私どもは言えないところでございますので、その目的をきちっと、それぞれの皆様方がよく理解をしていただいた上で、今、桜田議員からその場によって名刺を使い分けるのは非常に困難だというお話もありますが、極力そういったこともご協力いただけたらというふうに思っております。

○桜田秀雄君

何で行政はもっと柔軟性を持った対応ができないのかと私は思うのですが。市長もいろんな会合に行っていると思うんですよ。政治集会もあるだろうとは思いますが。そのたびに名刺を変えるということは不可能ですから、その辺ももっと柔軟な考えを持っていただきたいと、そのように思うのですが。

あと、道路関係なんですけど、排水問題。

これは、バイパス工事にあわせて、三区43号線700メートルのうち約150メートルは市の方でやっただと。この際に、15センチメートルぐらい、タクシー会社の横でございませけれども、嵩上げをしました。このために、そこに接道する5軒ほどですけれども、私道でございませけれども、雨が降るたびに、水が引くのに3日はかかると、こういう状況です。雨の降った日は、当然長靴を履かないと玄関から出られないという状況でございませ。

もちろん、市の税金ですから私道に使うことは、これは許されません。と思うのですけれども、あそこの状況からすると、市道側に浸透側溝を付ければ、その自然排水が3日のところを1日になる。こういう可能性もあるわけですから。また、その先には既に一昨年ですか、浸透側溝を付けましたよね。あそこも全然水はたまりません。効果が上がっているわけですから、ぜひ当該箇所についてもご検討願いたいと思うのですが、部長、いかがでしょう。

○建設部長（武井義行君）

今、議員さんがおっしゃいましたように、舗装工事が15センチメートルほど上がったことが原因により、私道の方に雨水が進入すると。仮にそれが事実でありましたら、当然、市としても何らかの対応をしていかなければいけないと思いますので、現地を確認した上でしっかり対応したいと思います。

○桜田秀雄君

工事をする前はなかったわけですから、因果関係ははっきりしています。

以上で終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で改革クラブ、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（湯浅祐徳君）

ご異議なしと認めます。本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時40分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問